

交野市こども計画

<骨子案>

令和6年7月

交野市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の性格と位置付け	3
3 こども基本法・こども大綱の概要	6
1) こども基本法について	6
2) こども家庭庁について	6
3) こども大綱について	7
4) こども未来戦略について	7
4 子ども・子育て支援新制度の概要	9
1) 施設型給付と地域型保育給付	9
2) 支給認定制度	9
3) 地域子ども・子育て支援事業	10
5 計画の期間	11
6 計画の策定体制	12
1) 交野市子ども・子育て会議	12
2) 子ども・子育てに関するアンケート調査	12
3) 子ども・若者の意識調査	12
4) 【府共同実施】子どもの生活に関する実態調査	13
5) 団体アンケート調査	13
6) パブリックコメント	13
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く現状	14
1 人口等の動向	15
1) 人口の推移	15
2) 子ども数等の推移	16
3) 出生数・出生率の推移	20
4) 合計特殊出生率の推移	20
5) 婚姻等の状況	20
6) 労働力状態	23
7) 幼稚園・認定こども園、小中学校等の状況	25
2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	30
1) 保護者の就労状況について	30
2) 仕事と子育ての両立について	31
3) 定期的な教育・保育施設等の利用について	32
4) 病児保育や不定期の事業について	33
5) 地域子育て支援拠点事業について	34
6) 放課後の過ごし方について	35
7) 地域の子育て環境について	35

8) 子育てに対する意識について	36
9) 市役所等への要望について	39
3 子どもの生活実態調査結果	40
1) 調査の概要	40
2) 等価可処分所得と困窮度	40
3) 調査結果の概要	42
4 子ども・若者の意識調査結果	47
1)	47
第3章 第2期計画の主な取り組み状況と課題	48
1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績	49
1) 教育・保育事業	49
2) 地域子ども・子育て支援事業	51
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	57
基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり	57
基本目標2) 子どもの育ちを支えるまちづくり	59
基本目標3) 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かなまちづくり	61
3 交野市を取り巻く課題	62
1) 子育て家庭への支援の充実	62
2) 子どもの健やかな育ちへの支援の充実	62
3) 地域における子育て支援の充実	63
4) 子どもの貧困に関する支援の充実	63
第4章 計画の基本的な考え方	64
1 基本理念	65
2 基本目標	66
基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり	66
基本目標2) 子ども・若者の育ちを支える まちづくり	66
基本目標3) 地域ぐるみで豊かな子育ち・子育てを支える まちづくり	66
3 施策の体系	68
第5章 施策の展開	70
第6章 計画の目標値等	74
第7章 計画の推進	75
資料編	76

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、令和5年は1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、こういった子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

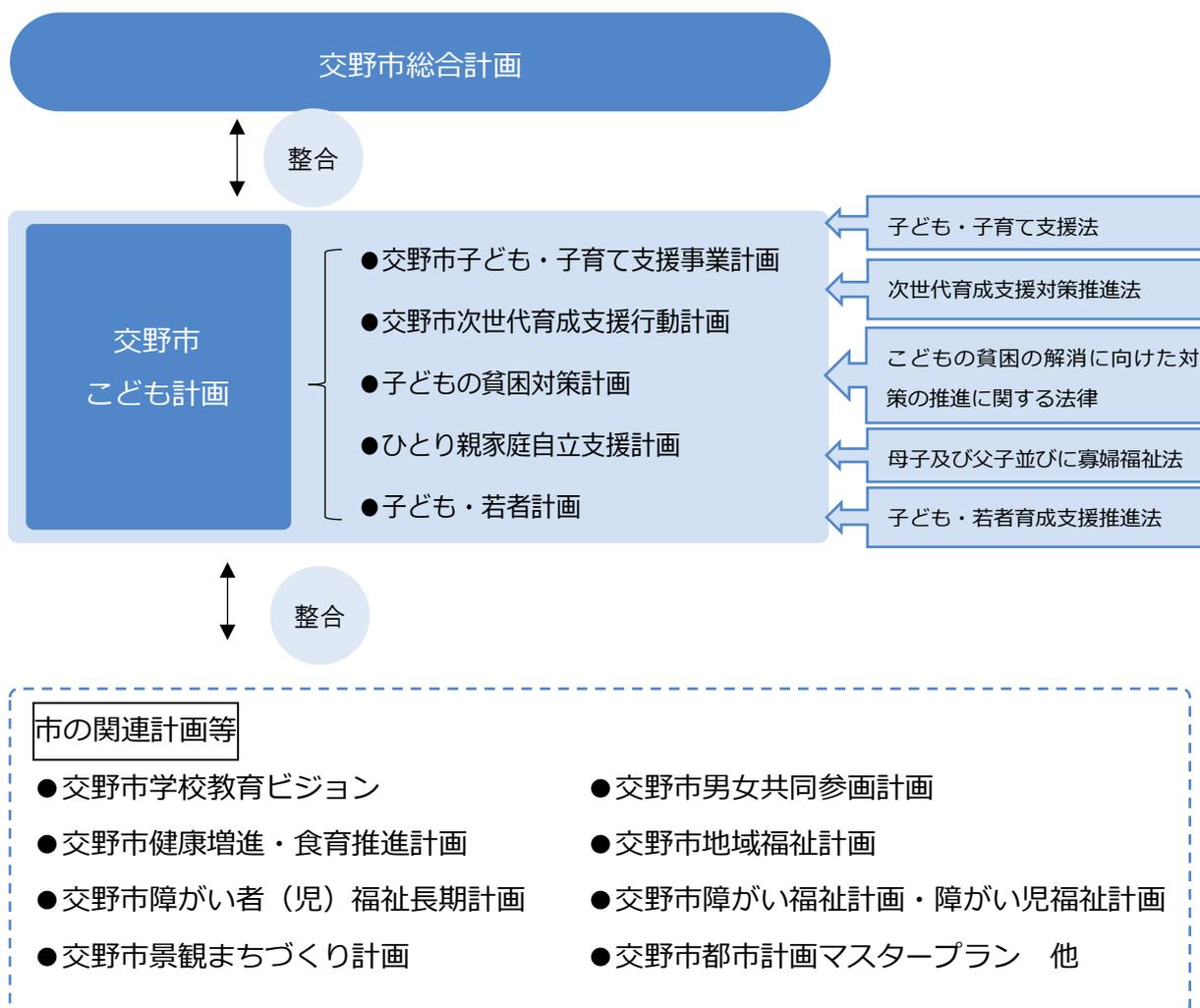
交野市では、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく、「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」(前期計画)を、また、平成22年3月には後期計画を策定しました。平成26年3月には「交野市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期 交野市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「子どもいっぱい 元気な“かたの”～子育て 子育て 地域の和(なごみ)～」を基本理念とし、未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や交野市の子どもや子育てを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」を包含し、「交野市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。



以上を踏まえて本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「こどもの貧困対策計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」（任意計画）と一体的に策定します。

こども基本法

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第9条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 こども基本法・こども大綱の概要

1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今これからにとって
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



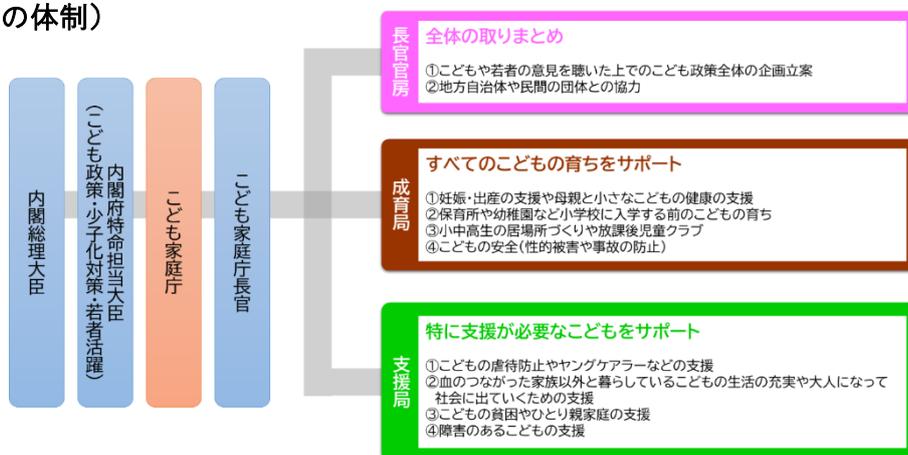
こども家庭庁 「こども基本法」より

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに 令和5年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について 取り組みます。

(こども家庭庁の体制)



こども家庭庁 パンフレット「こども家庭庁について」に基づき作成

3) こども大綱について

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

(こども施策に関する基本的な方針)

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4) こども未来戦略について

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」は策定されました。

- ・若者・子育て世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造や意識を変える
- ・すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

(「こども未来戦略」に盛り込まれた主な施策)

①子育て世帯の家計を応援

出産育児一時金、児童手当拡充、児童扶養手当拡充、住宅支援、医療費等負担軽減、大学等の授業料等減免支援拡大、授業料後払い制度など

②すべてのこどもと子育てを応援

伴走型相談支援、産後ケア、こども誰でも通園制度、障害児等の地域での支援強化、放課後児童クラブ拡充、こども・若者の安全・安心な居場所づくり、ひとり親等のこどもへの学習支援など

③共働き・共育てを応援

男性育休取得推進、時短給付、看護休暇、
自営業・フリーランスの育児期間の年金保険料免除など

4 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）	
地域型保育給付	○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業	○家庭的保育事業 ○事業所内保育事業

2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
<u>1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1号）</u> 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
<u>2号認定（子ども・子育て支援法第19条第2号）</u> 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
<u>3号認定（子ども・子育て支援法第19条第3号）</u> 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業

3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの 13 の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

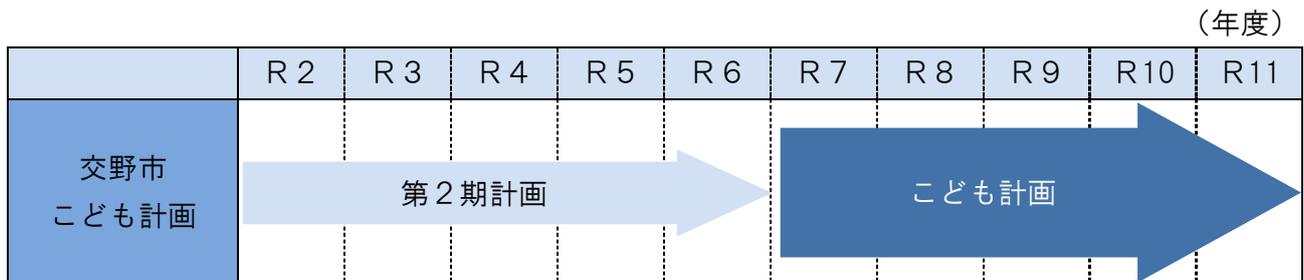
また令和 4 年の児童福祉法改正（令和 6 年 4 月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。

事業の名称	
○利用者支援事業	○地域子育て支援拠点事業
○妊婦に対して健康診査を実施する事業	○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
○養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
○子育て短期支援事業	
○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
○一時預かり事業	○時間外保育事業（延長保育事業）
○病児保育事業	○放課後児童健全育成事業
○実費徴収に係る補足給付を行う事業	○多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（新規）	
○子育て世帯訪問支援事業	○児童育成支援拠点事業
○親子関係形成支援事業	

5 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年間で推進します。その後、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。



6 計画の策定体制

1) 交野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「交野市子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

- 調査対象者 : 交野市在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査） 1,700人
交野市在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生用調査） 1,800人
- 実施期間 : 令和6年1月15日(月)～2月2日(金)
(その後 紙調査票は2月5日(月)、WEB調査票は2月12日(月)まで延長)
- 調査方法 : 住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を無作為抽出
郵送にて配布し、郵送方式又はWEB方式任意の方法で回答

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,700 票	840 票	49.4%
小学生用調査	1,800 票	763 票	42.4%

3) 子ども・若者の意識調査

15歳から39歳を対象に、就学・就労状況、結婚の希望、必要な支援等を把握するため、「子ども・若者の意識調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

- 調査対象者 : 交野市在住の若者（○歳～○歳） 0,000人
- 実施期間 : 令和6年X月X日(X)～X月X日(X)

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・若者の意識調査			

4) 【府共同実施】子どもの生活に関する実態調査

5歳児の保護者、小学5年生・中学2年生本人とその保護者を対象に、普段の生活、家庭の経済状況、必要な支援等を把握するため、「子どもの生活に関する実態調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

調査対象者 : 交野市在住の小学校5年生とその保護者 671世帯
交野市在住の中学校2年生とその保護者 633世帯
交野市在住の5歳児保護者 602世帯

調査期間 : 令和5年7月7日(金)～令和5年7月20日(木)

調査方法 : 交野市内の調査対象の世帯に、学校、認定こども園等を通じて調査票を配付し、回収

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
5歳児の保護者	602票	366票	60.8%
小学5年生	671票	589票	87.8%
小学5年生の保護者	671票	419票	62.4%
中学2年生	633票	555票	87.7%
中学2年生の保護者	633票	373票	58.9%

5) 団体アンケート調査

子ども・子育てに関するアンケート調査に加えて、交野市の子育てにかかる現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取り組みを実施するまたは支援する団体を対象に実施しました。

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
団体アンケート調査	調査中	調査中	調査中

6) 団体ワークショップ

7) パブリックコメント

市民の意見を本計画に広く反映させるため、本計画を策定する過程で計画案をホームページなどで公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

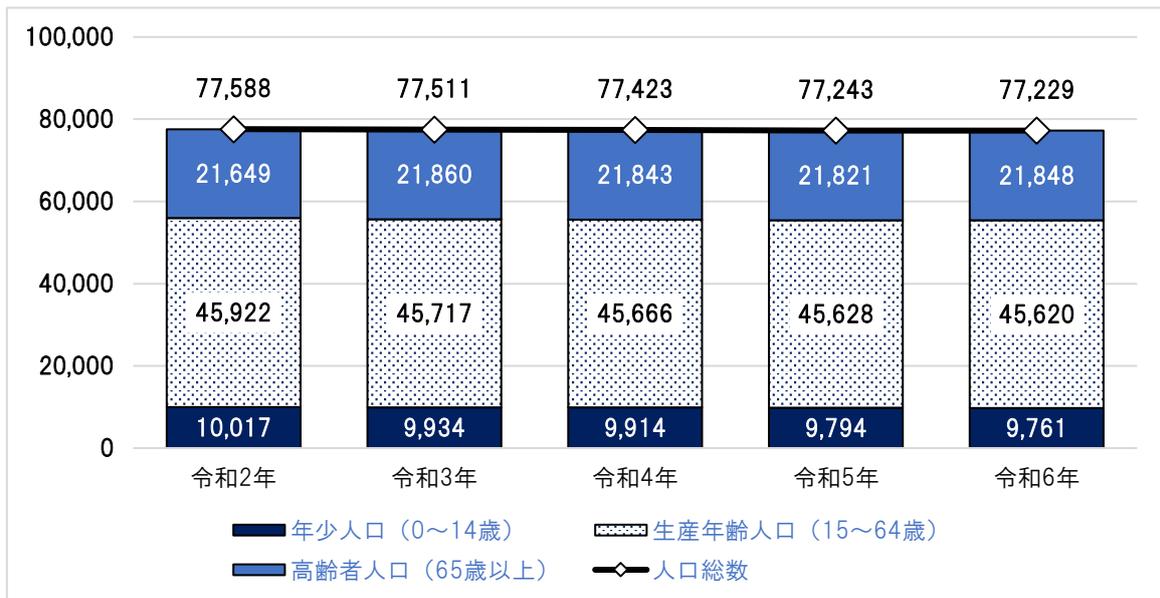
第 2 章 交野市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の動向

1) 人口の推移

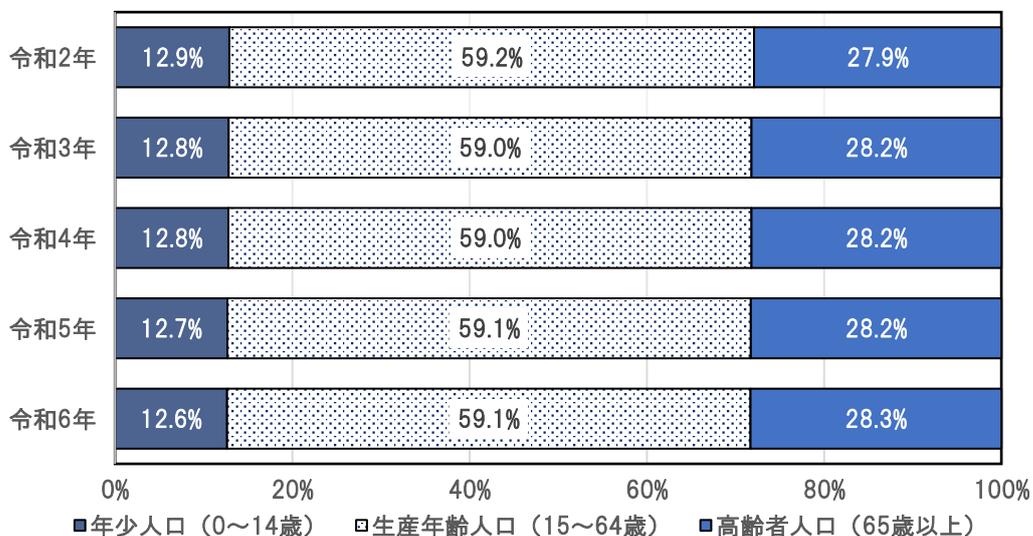
交野市の人口は、平成 27 年以降減少傾向が続いており、令和 6 年 3 月末時点で 77,229 人となっています。しかし、積極的な子育て支援施策の効果もあり、子育て世帯が多く流入しており、全国的な傾向と比べると少子高齢化の進行は穏やかです。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月末）

■年齢3区分人口構成比



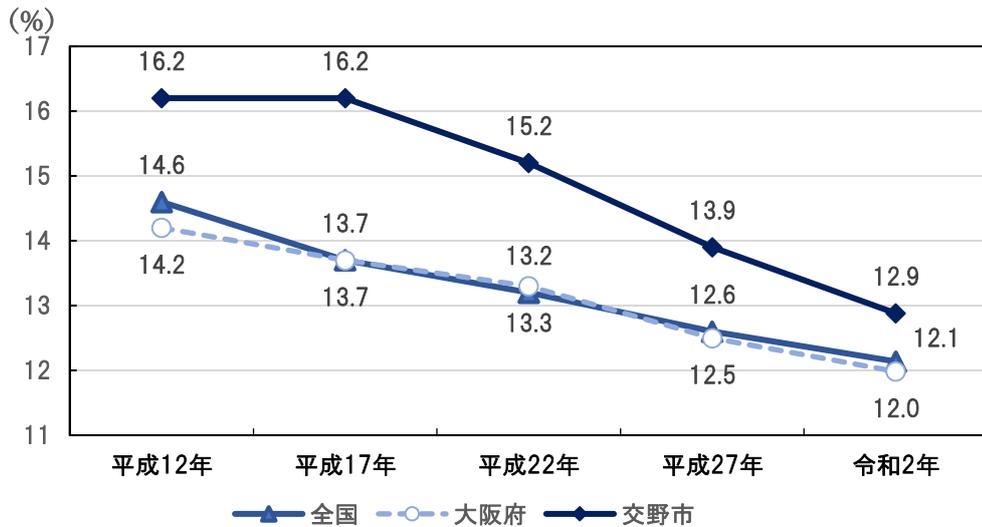
資料：住民基本台帳（各年 3 月末）

2) 子ども数等の推移

交野市の年少人口割合は全国・大阪府平均と比較すると高めですが、平成17年を境に減少し、令和2年には12.9%と、大阪府、全国との差は縮まっています。

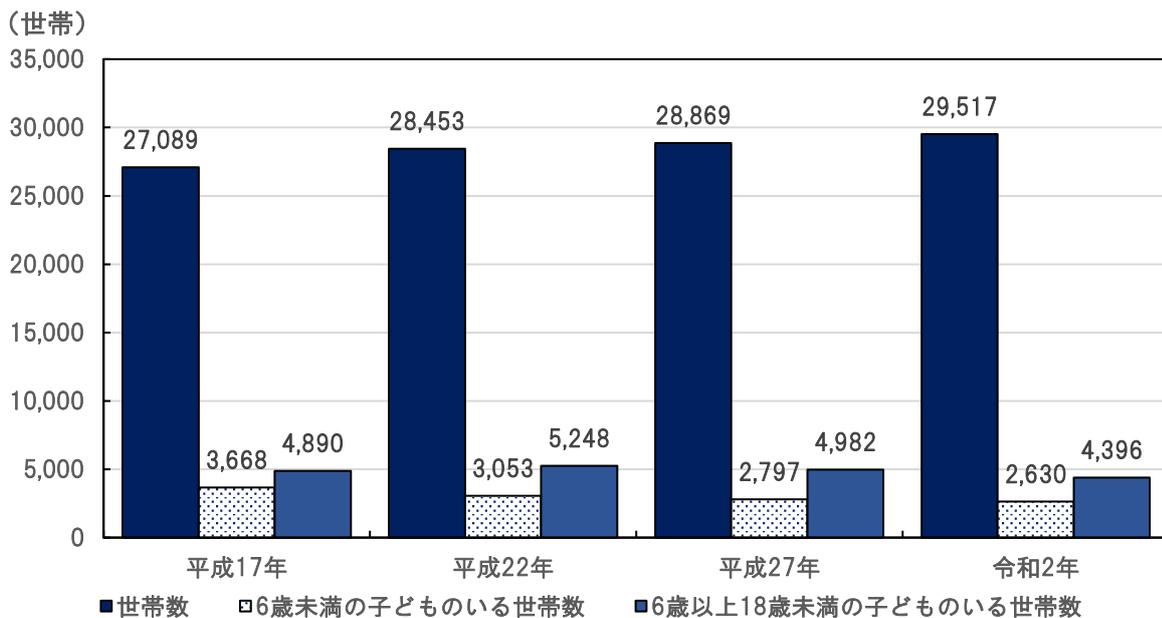
また、世帯数は増加傾向にあるものの、6歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあり、6歳以上18歳未満の子どものいる世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、平成27年から減少しています。

■年少人口割合の推移



資料：国勢調査

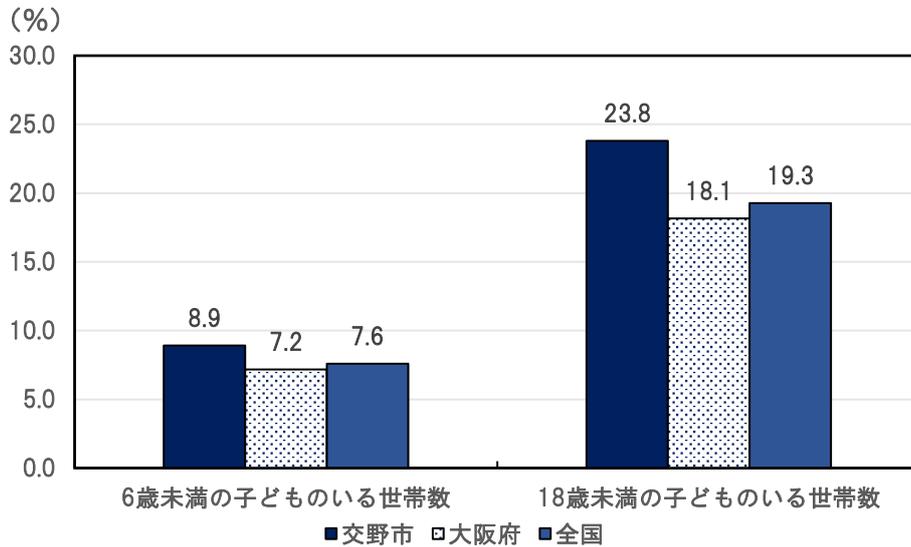
■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

交野市の子どものいる世帯割合を大阪府、全国と比較すると、6歳未満の子どものいる割合は、交野市 8.9%、大阪府 7.2%、全国 7.6%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市 23.8%、大阪府 18.1%、全国 19.3%となっており、大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

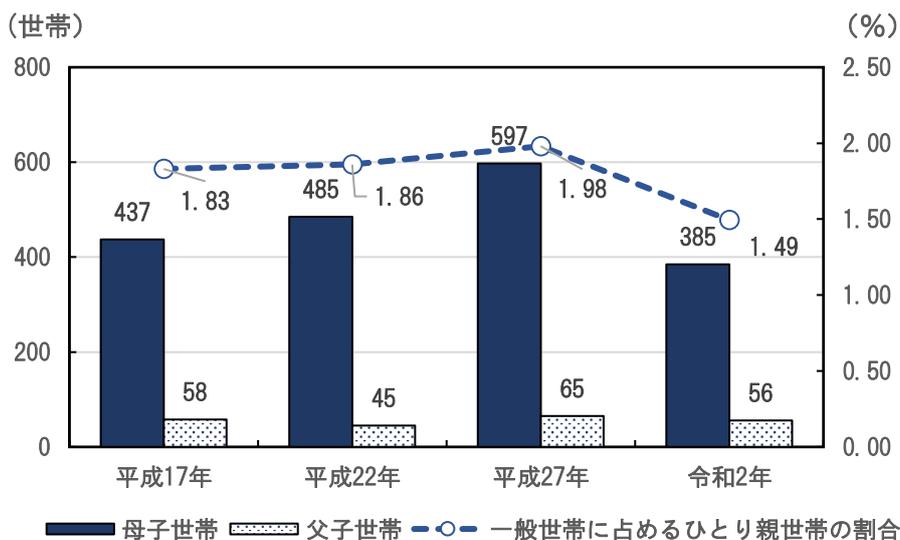
■子どものいる世帯割合の比較



資料：国勢調査（令和2年）

交野市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は増加傾向にありましたが令和2年に減少、父子世帯は増減を繰り返しています。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にありましたが、令和2年に減少しています。

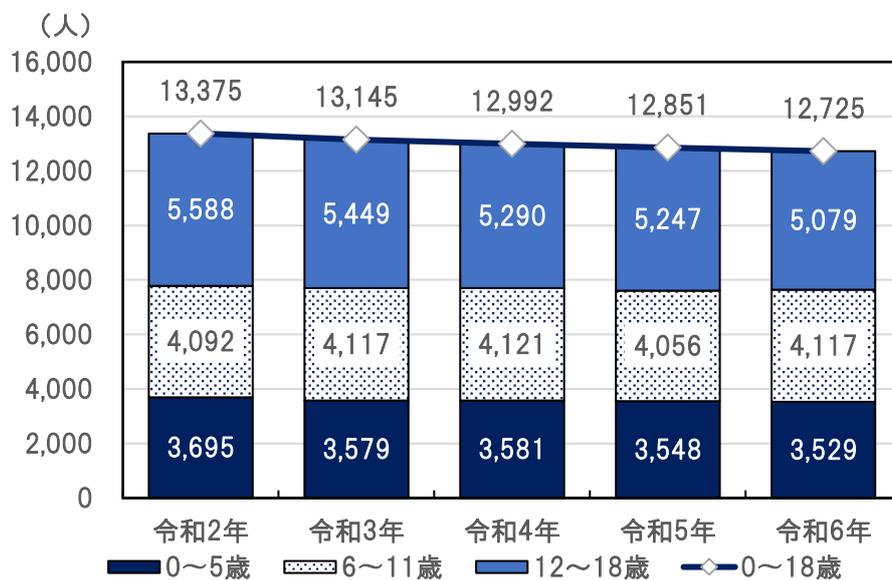
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（令和2年）

交野市の0～18歳人口の推移をみると、令和2年から令和6年かけて0～5歳人口は166人、12～18歳人口は509人減少となっています。6～11歳人口は令和2年から令和6年にかけて25人増加しています。

■0～18歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

交野市の0～18歳の将来推計人口をみると、令和2年から令和11年までの間に減少が予測されています。0～5歳人口は令和2年の3,695人から令和11年には3,404人に減少、6～11歳人口は令和2年の4,092人から令和11年には4,000人に緩やかに減少し、12～18歳人口は令和2年の5,588人から令和11年には4,995人に減少すると見込まれています。

しかし、今後も宅地開発等により子育て世帯の流入が予測されるため、一定の人口が維持される見通しです。

■0～18歳人口の将来推計

(人)

← 実績 見込 →

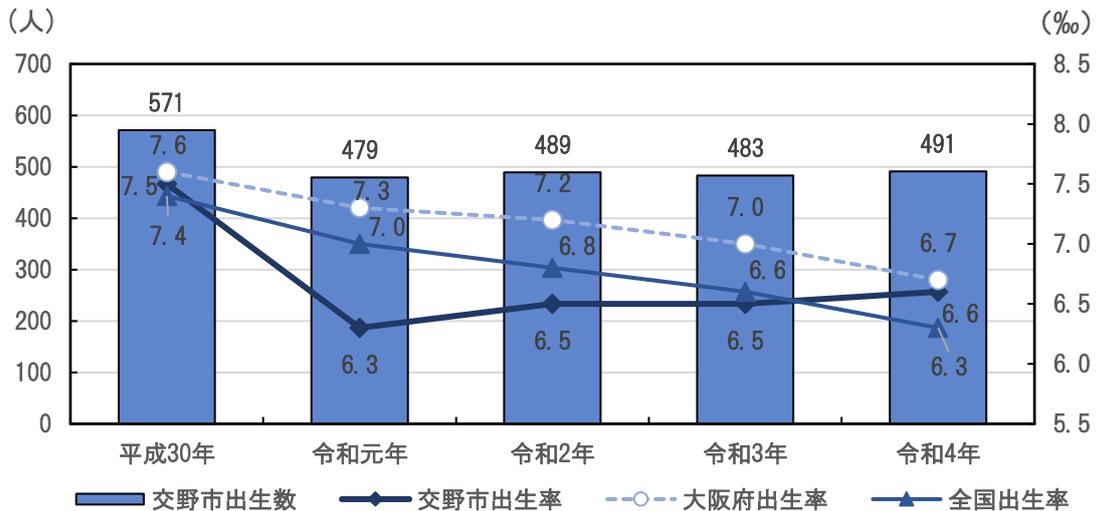
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	492	483	522	478	512	503	489	495	479	481
1歳	594	529	541	583	523	583	541	543	534	526
2歳	621	622	569	564	617	572	604	575	560	563
3歳	634	635	644	598	587	660	583	631	587	581
4歳	664	638	650	660	615	623	664	600	636	600
5歳	690	672	655	665	675	660	630	690	605	653
計	3,695	3,579	3,581	3,548	3,529	3,601	3,511	3,534	3,401	3,404
6歳	656	695	687	661	669	715	653	643	683	612
7歳	680	673	706	683	667	707	710	663	634	690
8歳	627	683	676	703	694	702	698	718	654	639
9歳	719	627	684	683	711	711	683	694	705	653
10歳	706	730	631	688	686	729	710	689	692	709
11歳	704	709	737	638	690	704	728	718	688	697
計	4,092	4,117	4,121	4,056	4,117	4,268	4,182	4,125	4,056	4,000
12歳	760	712	711	741	644	710	704	735	718	694
13歳	740	761	720	715	743	670	714	717	736	724
14歳	728	744	767	726	718	773	664	722	712	740
15歳	820	729	747	767	734	745	765	671	715	715
16歳	797	826	737	744	772	761	738	772	663	718
17歳	900	799	829	739	742	799	752	742	762	663
18歳	843	878	779	815	726	728	758	723	711	741
計	5,588	5,449	5,290	5,247	5,079	5,186	5,095	5,082	5,017	4,995
総数	13,375	13,145	12,992	12,851	12,725	13,055	12,788	12,741	12,474	12,399

資料：市子育て支援課（各年3月末）

3) 出生数・出生率の推移

交野市の近年の出生数をみると、平成30年は571人でしたが、令和元年に500名を切り、その後増減を繰り返し令和4年は491人となっています。出生率（人口千人あたりの出生数）は、令和元年・2年は府・国を下回りましたが、令和3年以降は回復傾向にあり、令和4年は府とほぼ同割合となっています。

■出生数・出生率の推移

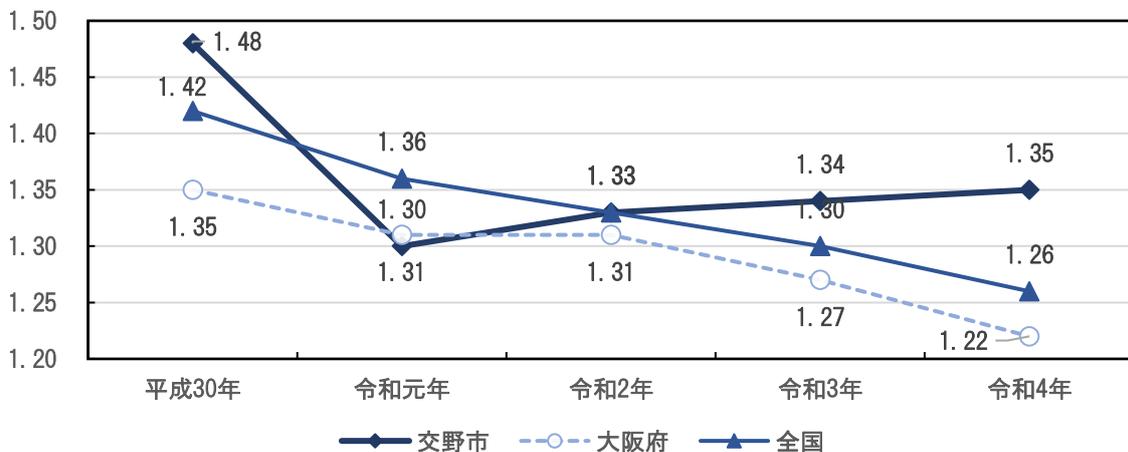


資料：人口動態統計 ※出生率は人口千対

4) 合計特殊出生率の推移

交野市の近年の合計特殊出生率をみると、平成30年は1.48でしたが、令和元年は1.31と急激に下がり、令和2年以降は緩やかに上昇しています。令和元年は一時的に府・国よりも低くなりましたが、令和4年では府・国よりも高くなっています。

■合計特殊出生率の推移

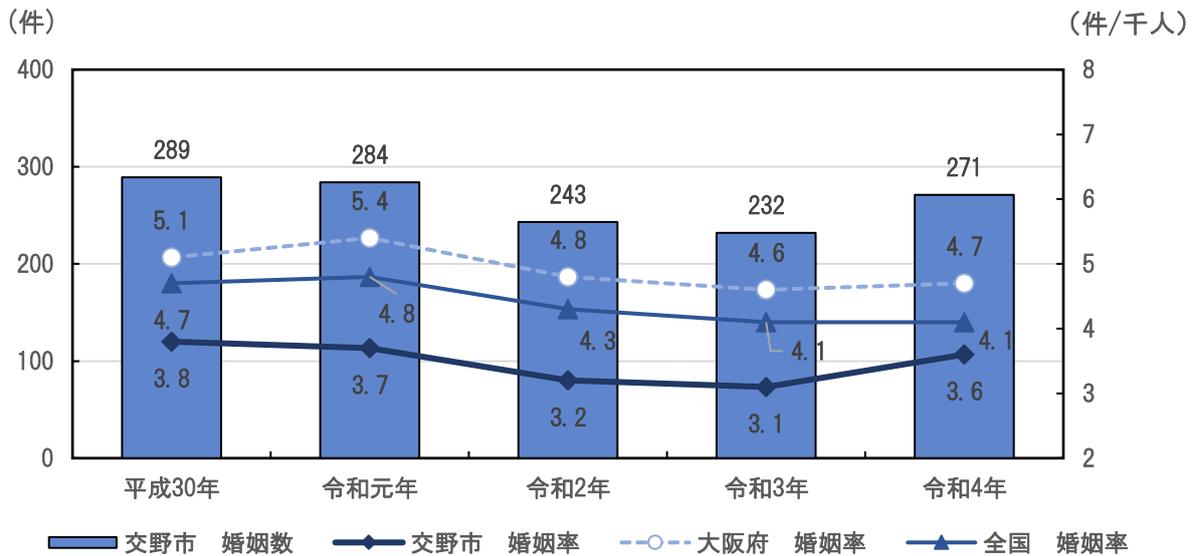


資料：人口動態統計、市健康増進課 ※出生率は人口千対

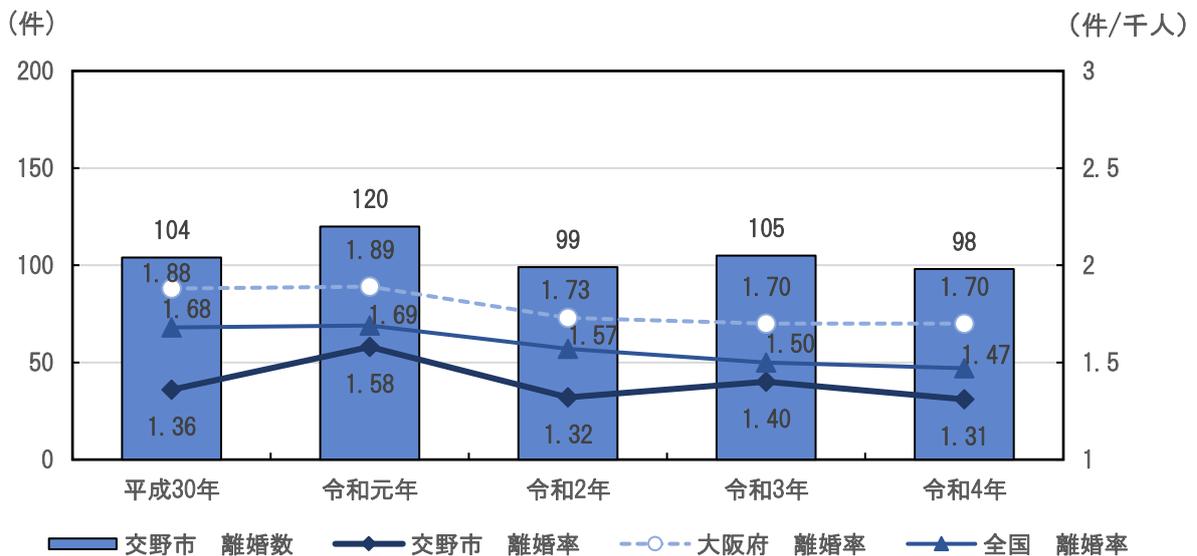
5) 婚姻等の状況

交野市の近年の婚姻数をみると、令和2年、令和3年は減少傾向でしたが、令和4年は271件と増加に転じています。一方で離婚数は、令和元年は120件でしたが、令和2年以降は100件前後を推移しています。婚姻率・離婚率ともに府・国に比べて低い値で推移しています

■婚姻の推移



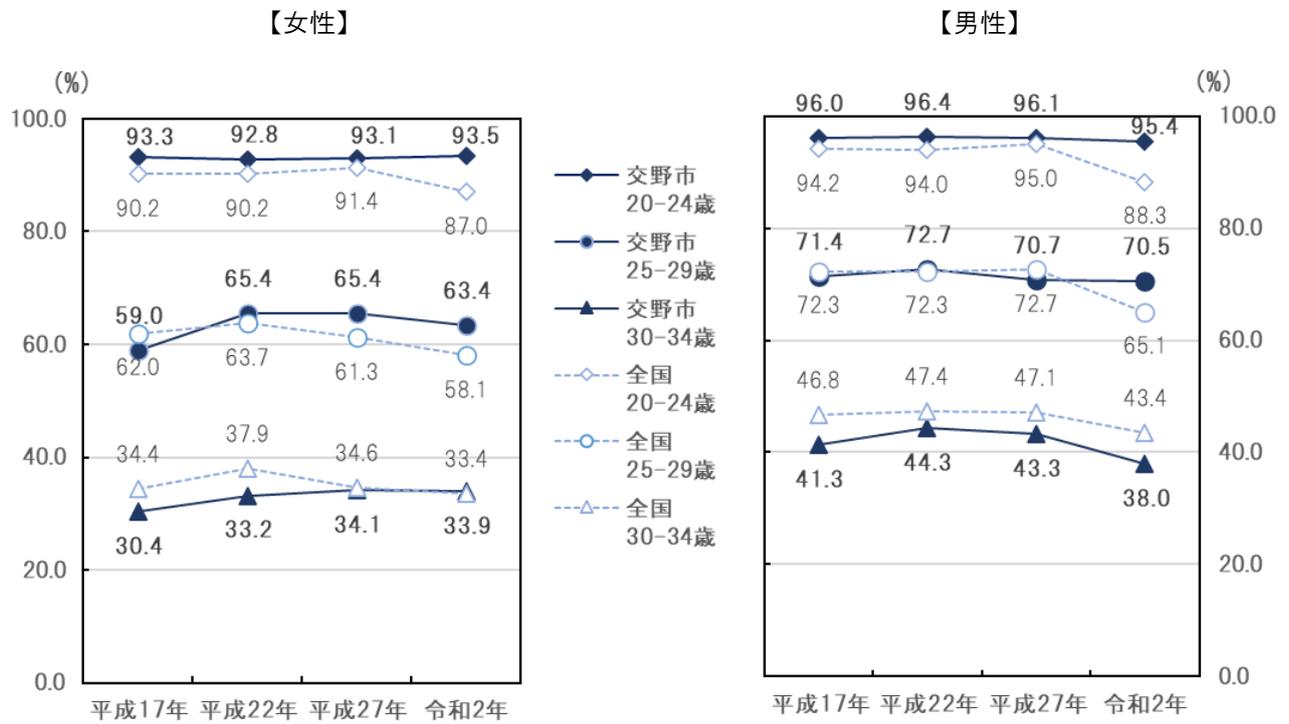
■離婚の推移



資料：人口動態統計

交野市の未婚率をみると、男女ともに20～29歳では全国より高くなっていますが、30～34歳の女性では全国とほぼ同割合で推移し、30～34歳の男性では全国より低くなっています。

■未婚率の推移

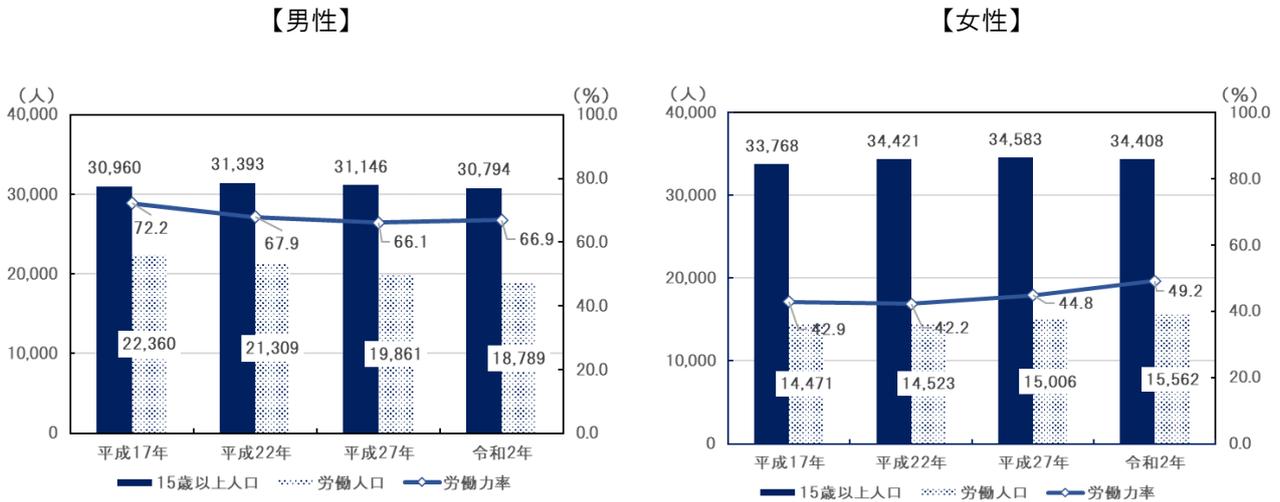


資料：国勢調査

6) 労働力状態

交野市の令和2年の労働力人口は、男性が18,789人、女性が15,562人となっています。平成22年から比較すると、男性の労働力人口は減少傾向である一方、女性の労働力人口は増加傾向にあります。

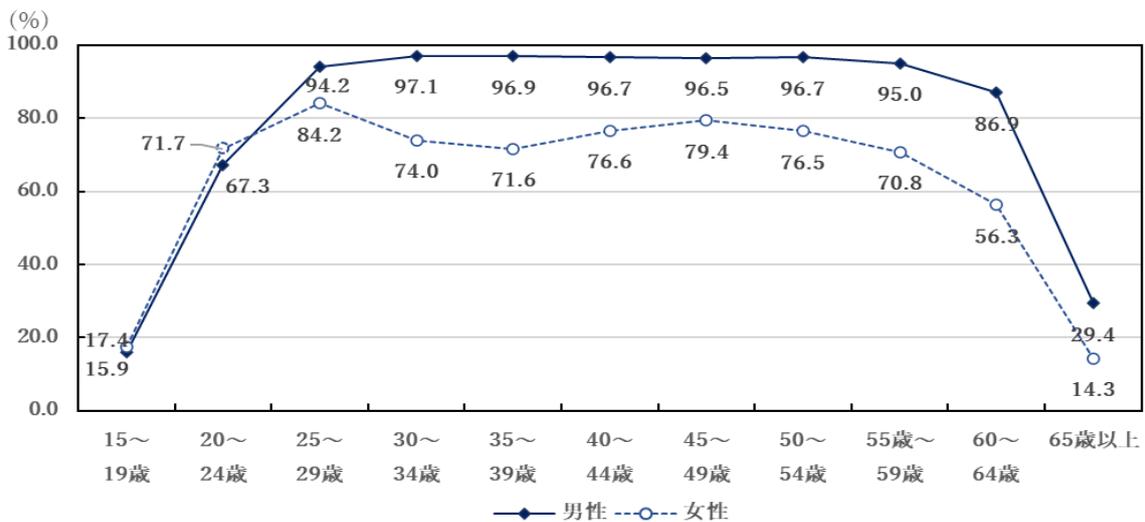
■労働力人口



資料：国勢調査

交野市の年齢階級別・男女別の労働力率は、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30歳代で労働力率が7割台に落ち込んだ後高くなる、M字カーブを描いています。40歳以上では45～49歳の79.4%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の84.2%と比べると低い値となっています。

■年齢階級別・男女別労働力率

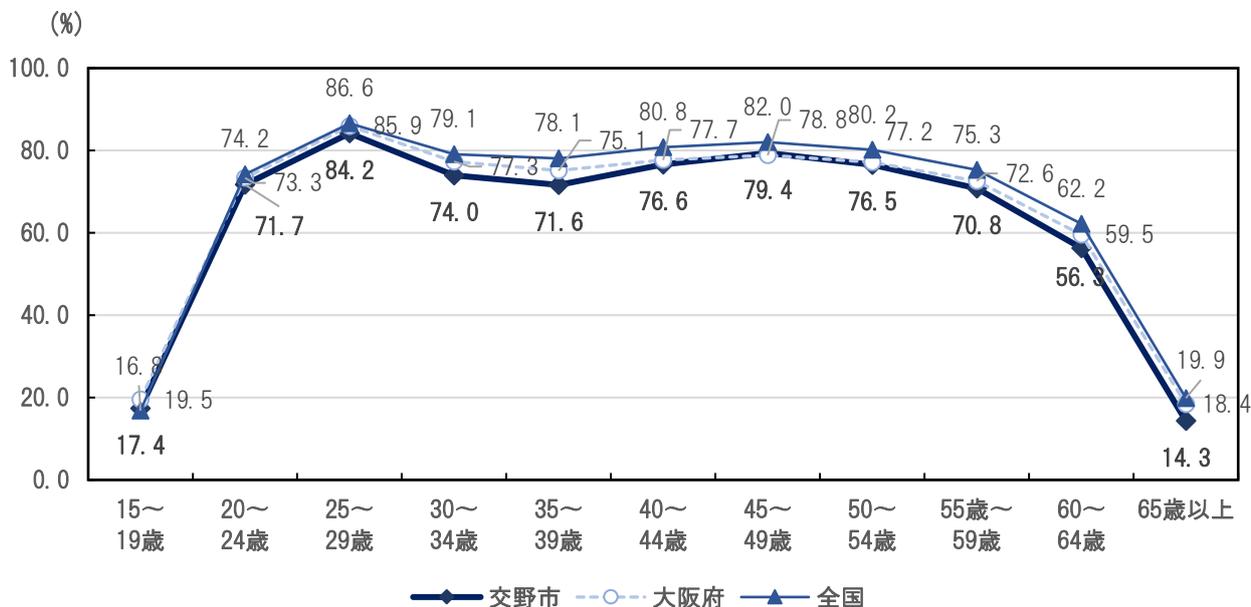


資料：国勢調査

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、交野市が49.2%、大阪府が52.6%、全国が53.5%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると35～39歳の労働力率が大阪府や全国と比べて特に低くなっています。

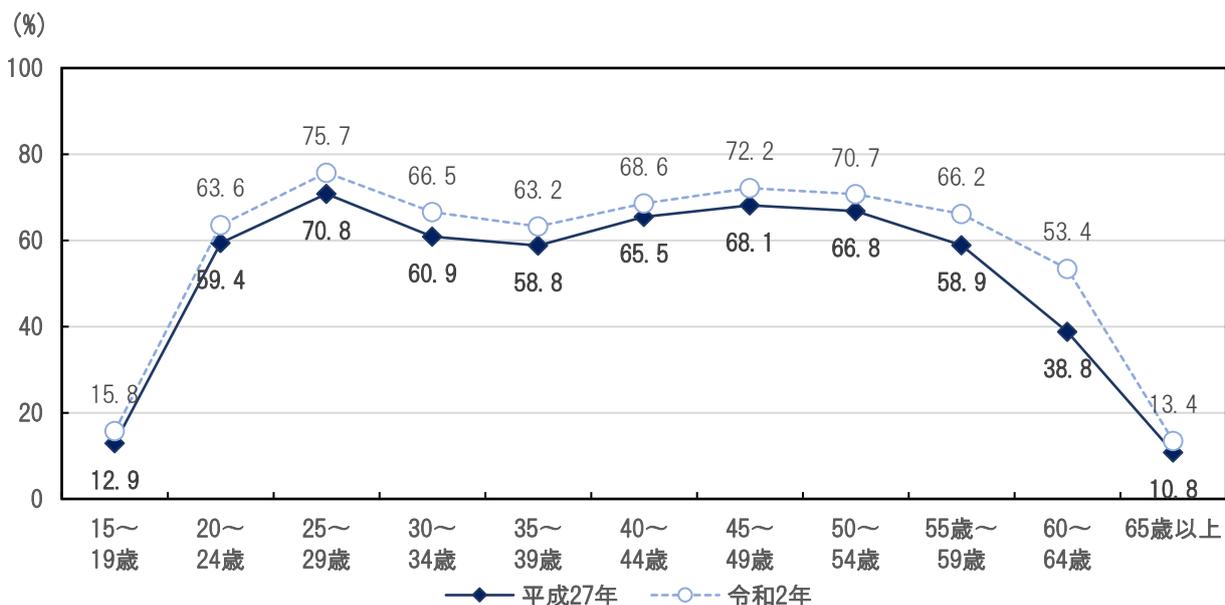
■年齢階級別女性労働力率の比較



資料：国勢調査

女性就業率を平成27年と比較すると、すべての年代において就業率は向上し、M字カーブの谷は浅くなっています。

■年齢階級別女性就業率の比較



資料：国勢調査

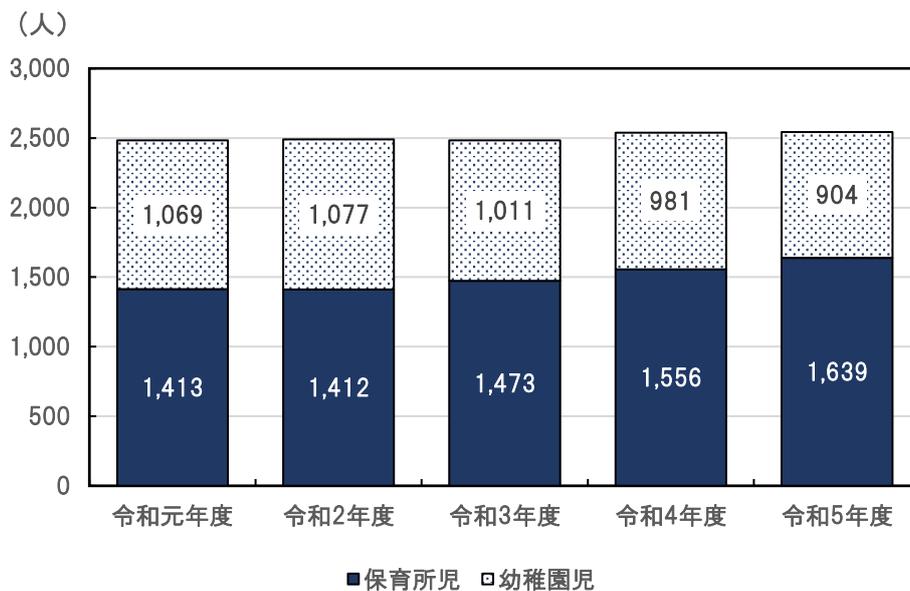
7) 幼稚園・認定こども園、小中学校等の状況

①入所者数・待機児童数

保育所児数は増加傾向、幼稚園児数は減少傾向となっています。保育所児数は、令和元年度から令和5年度にかけて226名増加し、幼稚園児数は165名減少しています。

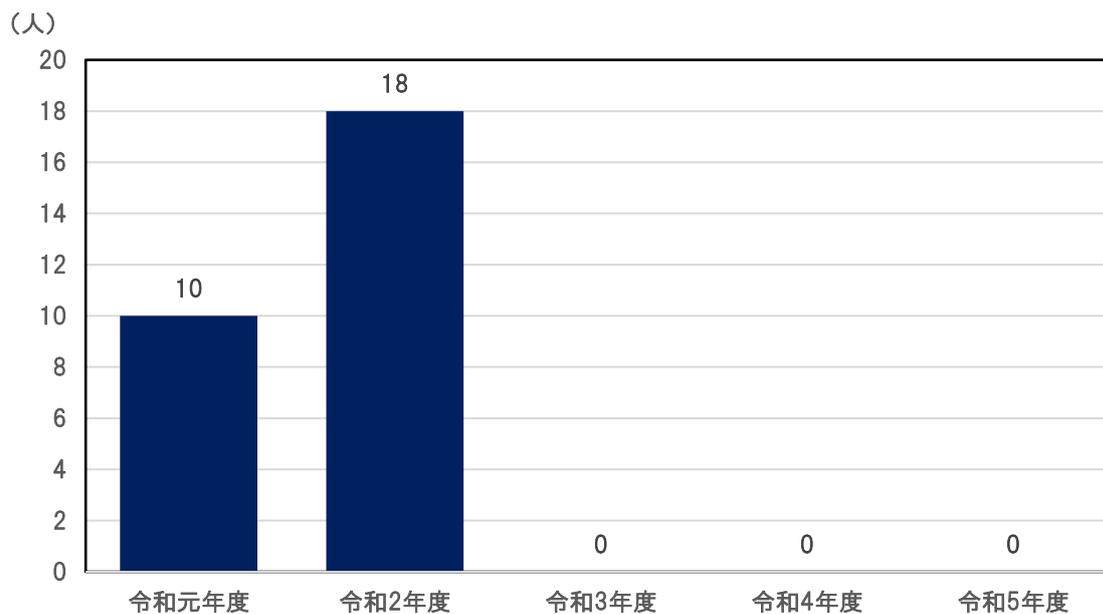
4月時点の待機児童数は、令和3年以降0名となっています。

■入所者数の推移



資料：市こども園課（各年4月1日現在）

■待機児童数の推移



資料：保育所等利用待機児童数の推移（大阪府庁）（各年4月1日現在）

②小中学校の状況

1) 小学校児童数の推移

交野市の小学校児童数は横ばい状態です。令和4年度から交野小学校と長宝寺小学校が統合し、交野みらい小学校になりました。

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
星田小	294	296	295	279	289
郡津小	557	535	517	509	517
岩船小	336	320	392	395	413
倉治小	653	662	669	672	683
妙見坂小	389	402	419	402	421
旭小	341	345	319	307	300
藤が尾小	291	288	292	291	279
私市小	384	397	391	390	393
交野小	591	592	-	-	-
長宝寺小	152	160	-	-	-
交野みらい小	-	-	700	725	738
合計	3,988	3,997	3,994	3,970	4,033

資料：市学校管理課、市指導課（各年5月1日現在）

2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童会の在籍児童数は、令和2年度から令和6年度にかけて、1～3年生は184人、4～6年生は5人増加しています。

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (1～3年生)	697	721	776	797	881
利用者数 (4～6年生)	204	192	196	223	209

資料：市青少年育成課（各年5月1日現在）

3) 中学校生徒数

交野市の中学校生徒数は、令和2年度から令和6年度にかけて143人減少しています。

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一中学校	320	301	315	329	335
第二中学校	673	636	616	600	580
第三中学校	524	526	514	514	489
第四中学校	510	531	512	490	480
合計	2,027	1,994	1,957	1,933	1,884

資料：市学校管理課、市指導課（各年5月1日現在）

8) 支援が必要な子どもの状況

①障がい児等への支援状況

1) 障がい児通所支援の利用状況

障がい児通所支援の利用状況についてみると、令和2年度から令和5年度にかけて、児童発達支援と障がい児相談支援は増加傾向、放課後等デイサービスは令和4年度に大幅に増加しました。保育所等訪問支援は令和5年度に増加しています。医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援は令和4年度以降、実績はありませんでした。

■障がい児通所支援利用状況

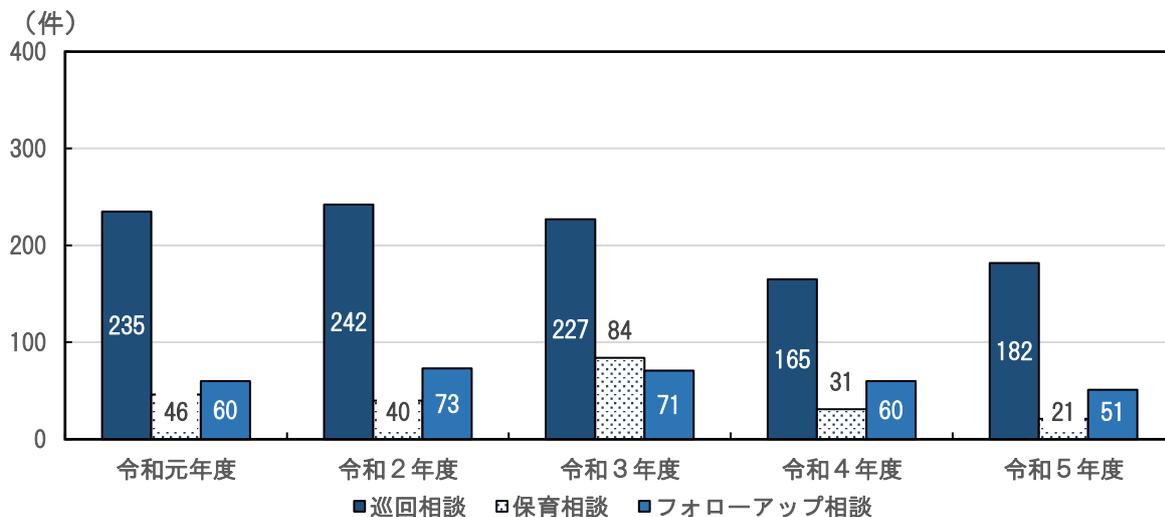
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	73	85	96	110	127
医療型児童発達支援	人/月	1	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	回/月	0	0	1	0	0
放課後等デイサービス	人/月	175	170	180	201	218
保育所等訪問支援	回/月	6	3	1	7	12
障がい児相談支援	人/月	10	15	20	21	22

資料：市障がい福祉課（各年3月末）

2) 発達障がい児等の各種相談件数の推移（未就学児）

発達障がい児等の相談件数（未就学児）の相談件数合計は、新型コロナウイルス感染症の影響で増加しましたが、市の相談支援体制の変更等を行ったため、相談件数は減少しています。

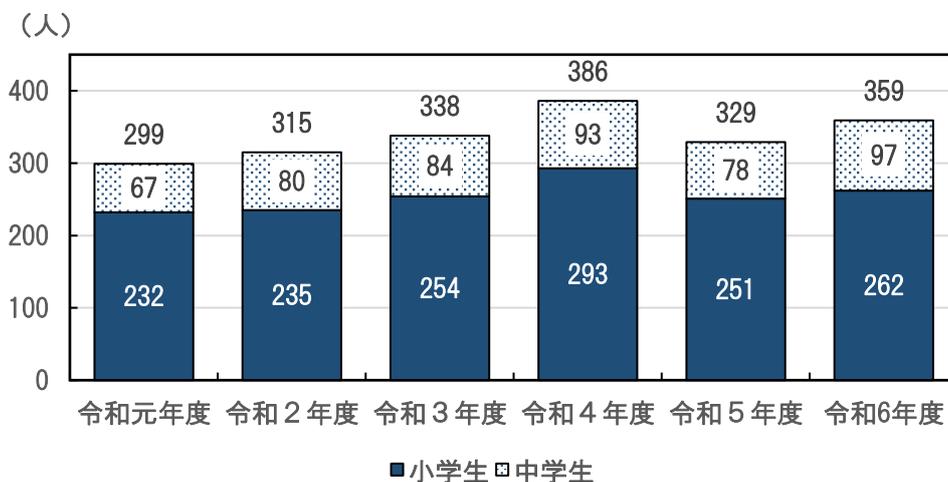
■各種相談件数の推移（未就学児）



資料：市児童発達支援センター（各年3月末）

3) 特別支援学級在籍者数の推移

特別支援学級在籍者数は、小学生は令和4年度一時的に増加しましたが、それ以外の年度は令和3年度以降250～260人を前後しています。中学生は令和4年度に増加、令和5年度に減少し、令和6年度再び増加しています。

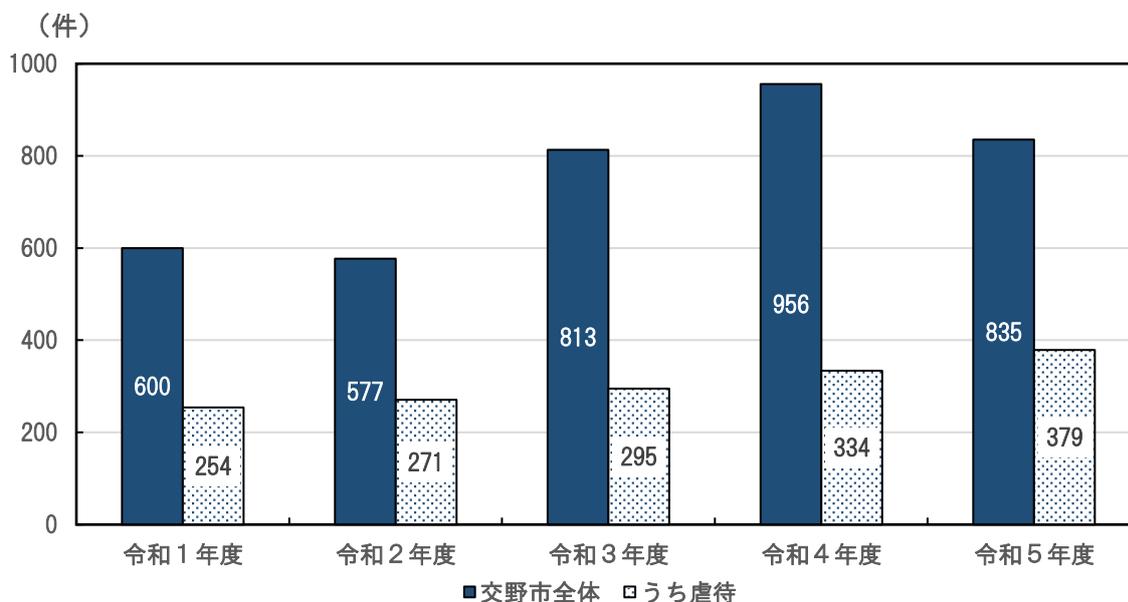


② 児童虐待相談の状況

1) 家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数は概ね増加傾向となっています。うち虐待の相談件数をみると、令和2年度から令和5年度にかけて増加しています。

■ 家庭児童相談件数の推移



資料：市こども家庭室（各年3月末）

2) 児童虐待に関する相談件数の推移

児童虐待に関する相談件数の合計は増加傾向となっています。身体的虐待は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少していましたが、平成 30 年度に増加しています。ネグレクト、心理的虐待は増加傾向となっています。性的虐待は平成 29 年度以降、相談がみられません。

■児童虐待に関する相談件数の推移（虐待種別）

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	件		60	80	76	84
ネグレクト	件		103	103	117	126
性的虐待	件		0	0	0	0
心理的虐待	件		108	112	141	169
合計	件		271	295	334	379

資料：市こども家庭室（各年3月末）

③外国籍の子どもの状況

作成中

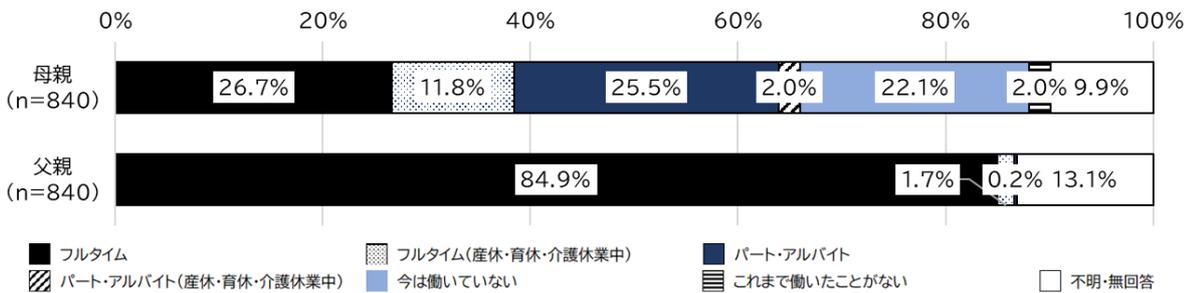
2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

1) 保護者の就労状況について

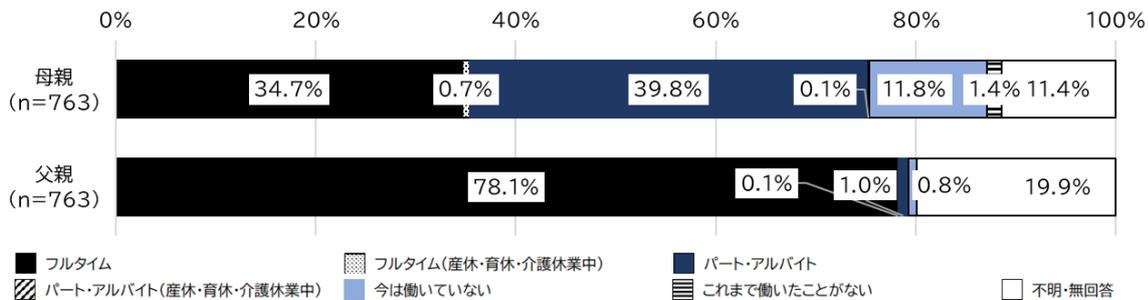
○現在の就労状況について、父親は約8割がフルタイムで働いています。一方で母親は、就学前で就労していない人が2割強だったのが、小学生保護者で就労していない人が1割強まで減っています。就労形態は、パート・アルバイトが小学生保護者で顕著に割合が高くなっています。

○1年以内の就労を希望している母親は就学前保護者・小学生保護者ともに3割強います。

■現在の就労状況(就学前)

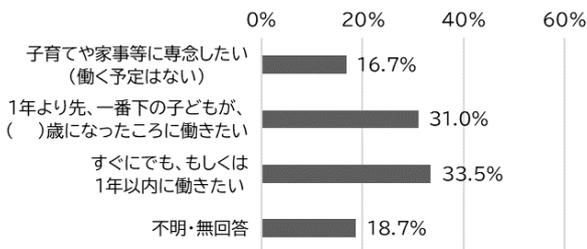


■現在の就労状況(小学生)

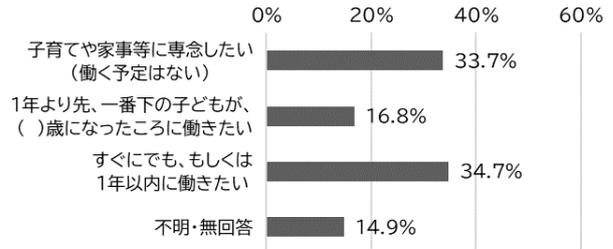


■今後(1年以内)の就労状況(母親のみ)

(就学前)



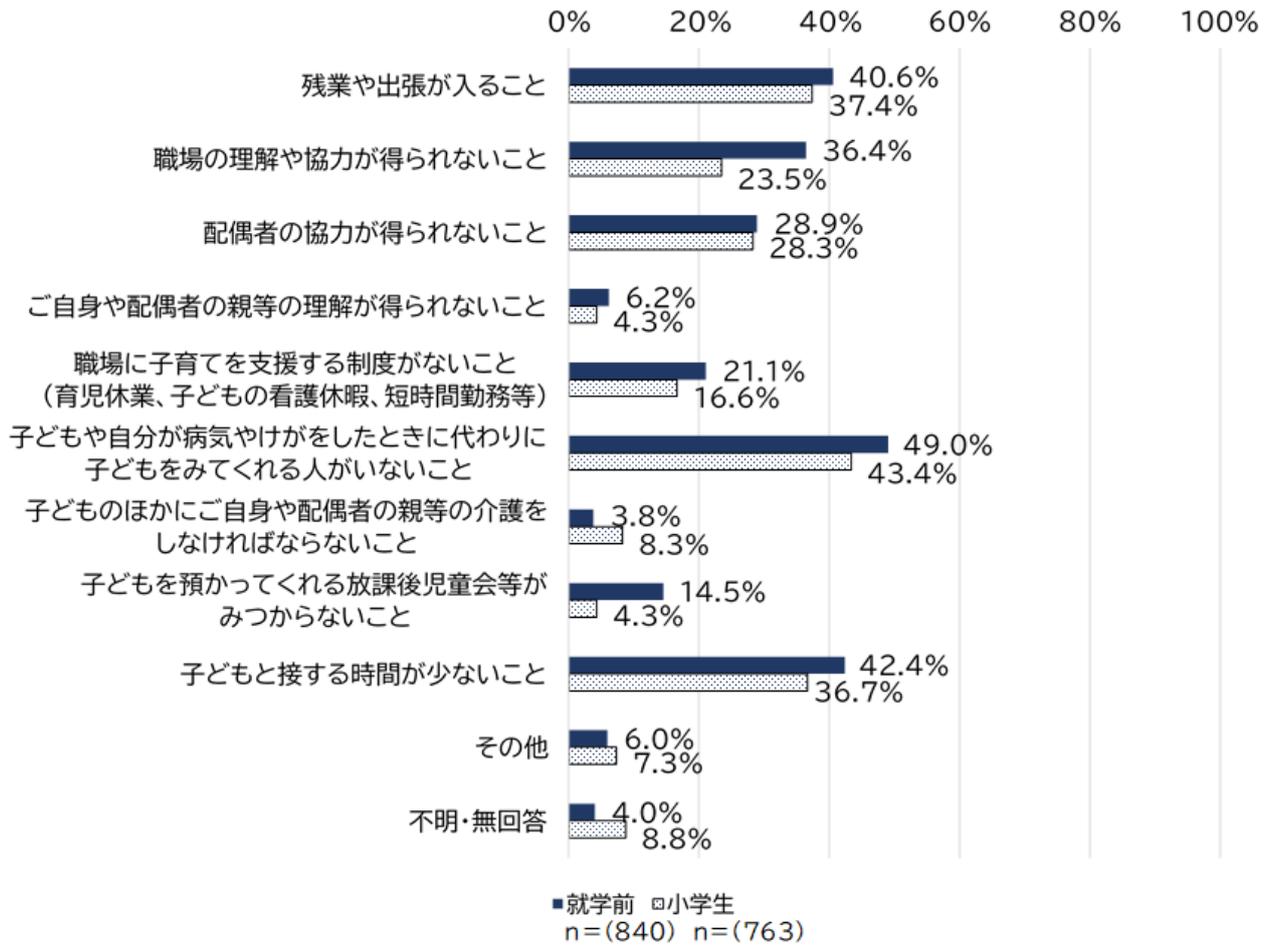
(小学生)



2) 仕事と子育ての両立について

○仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うことについて、就学前、小学生とも「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が最も高く、次いで「残業や出張が入ること」「子どもと接する時間が少ないこと」が高くなっています。

■仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うこと



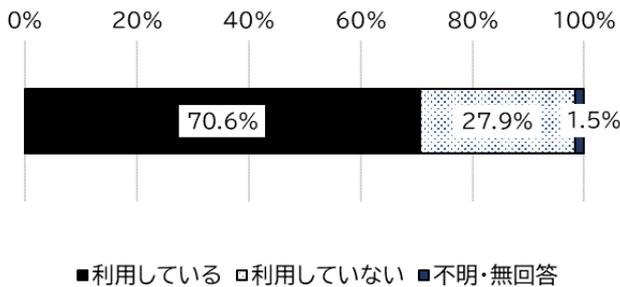
3) 定期的な教育・保育施設等の利用について

○幼稚園や認定こども園等を定期的に利用している人は7割程度、利用している施設やサービスは、市内の施設状況もあり「認定こども園（幼保連携型）」「幼稚園」、「認定こども園（保育所型）」が高くなっています。

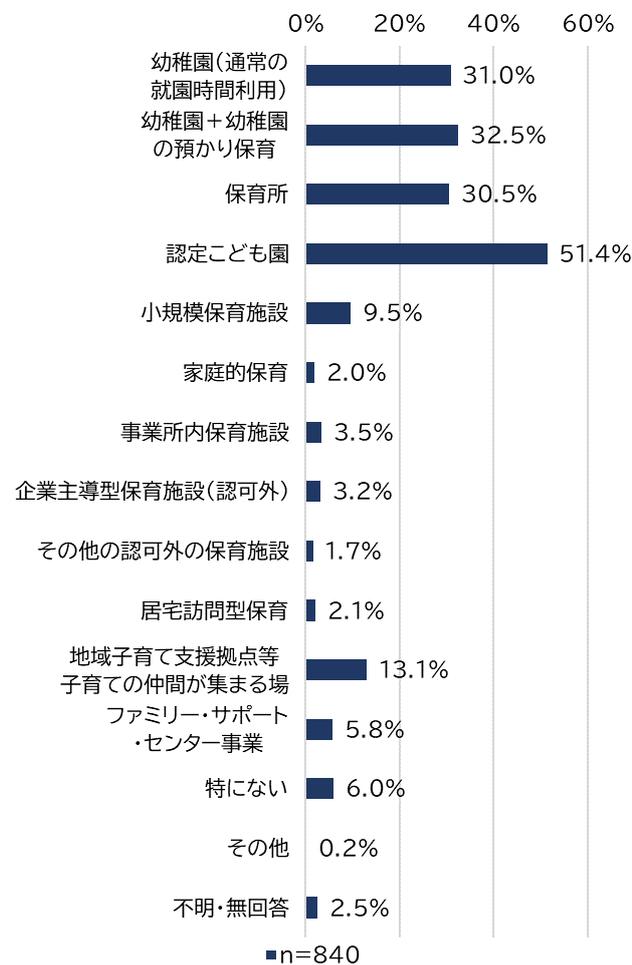
○今後利用したい施設やサービスは、「認定こども園」が5割程度となっており、「幼稚園（通常の就園時間利用）」「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」「保育所」はともに3割以上となっています。

■定期的な幼稚園や保育所等の利用(就学前)

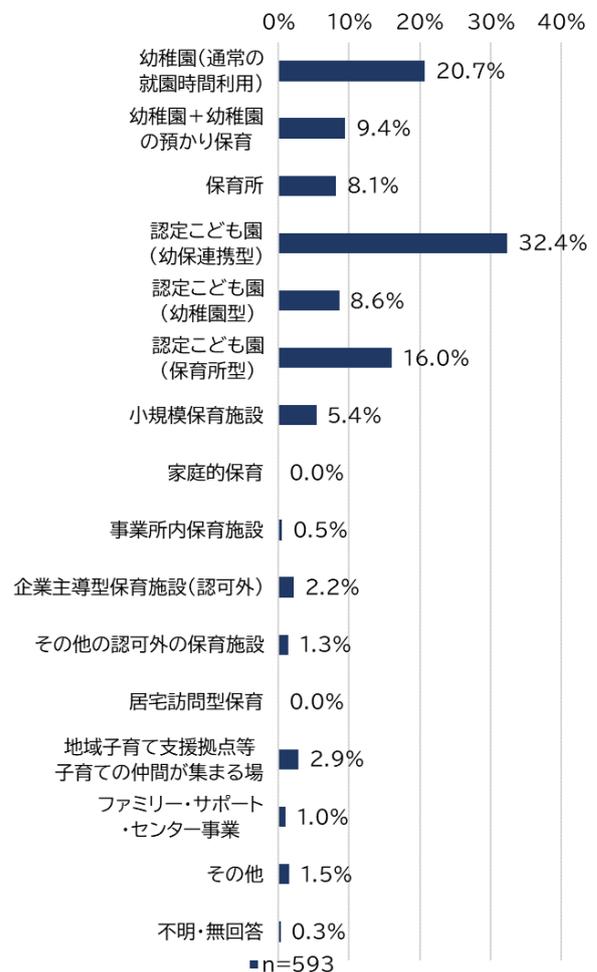
n=840



■定期的にご利用したい施設やサービス(就学前)



■利用している施設やサービス(就学前)



4) 病児保育や不定期の事業について

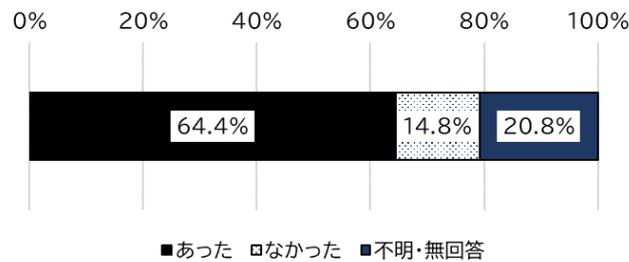
○病気やけがで、幼稚園や認定こども園等の施設やサービスを利用できなかったことは、6割強が「あった」と回答しています。

○1年間の対処方法は「母親が休んだ」が最も高くなっています。

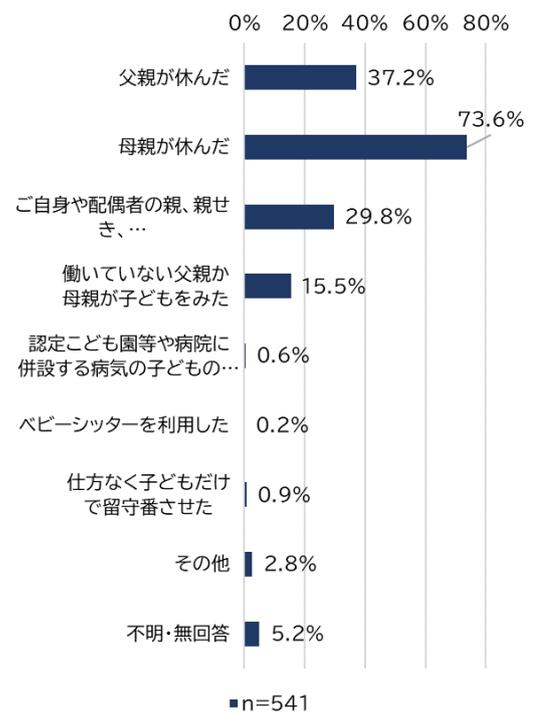
○お子さんが病気やけがの際の理想的な対応は、優先順位1位は「仕事を休むなりして親が対応する」、優先順位2位で「祖父母等の親せきに預けて対応する」が最も高くなっています。

■ 病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったこと(就学前)

n=840

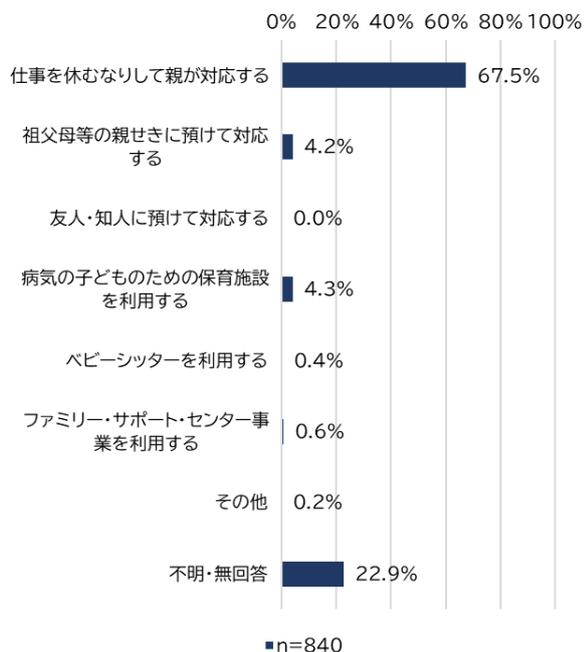


■ 1年間の対処方法(就学前)

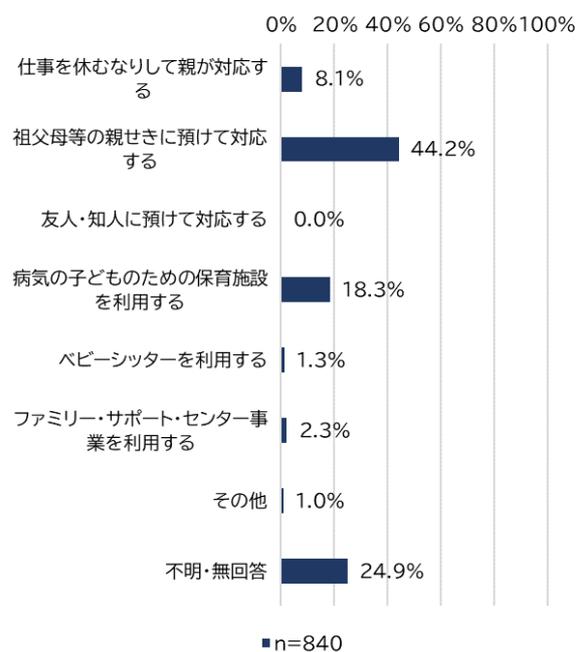


■ お子さんが病気やけがの際の理想的な対応(就学前)

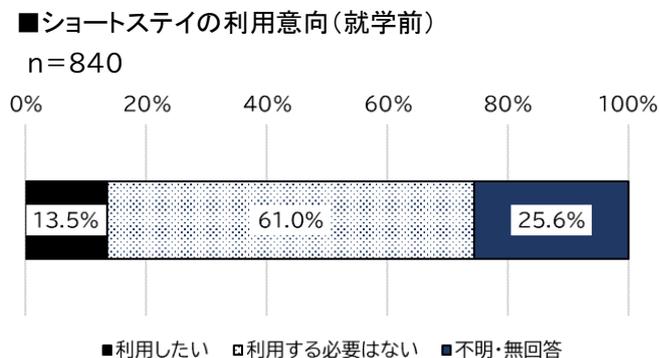
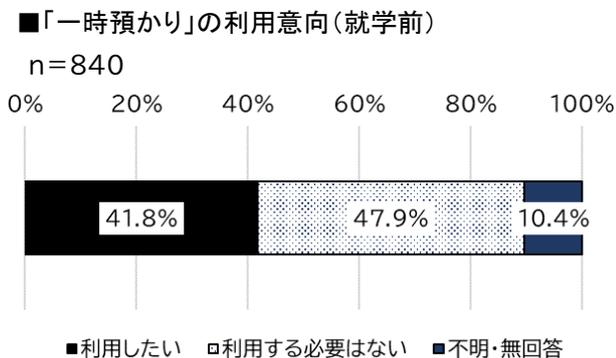
* 優先順位1位



* 優先順位2位



- 不規則な就労や通院等を理由として、認定こども園等で実施されている「一時預かり」を利用したいと思うかについて、4割程度が利用したいと回答しています。
- 保護者の用事により、泊まりがけで家族以外にこどもを預けるサービスについて、1割強が利用したいと回答しています。

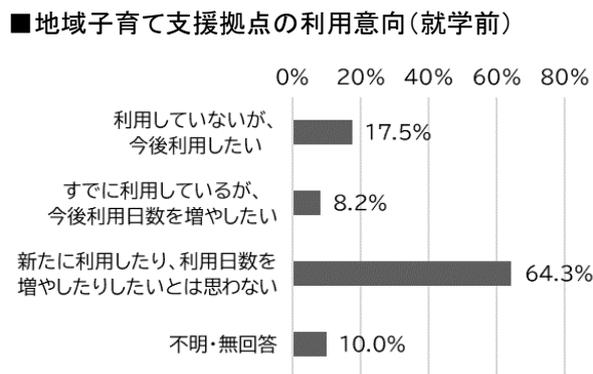
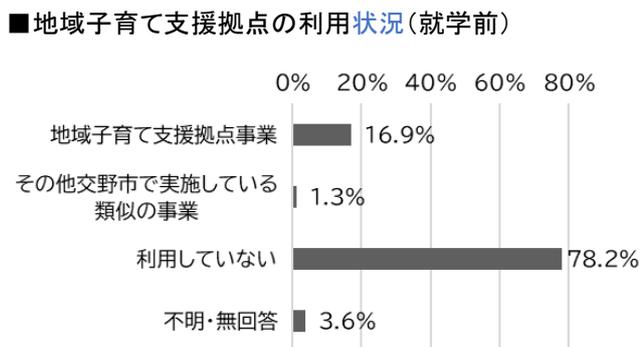


■「こども誰でも通園制度」の利用意向(就学前)

※グラフ追加

5) 地域子育て支援拠点事業について

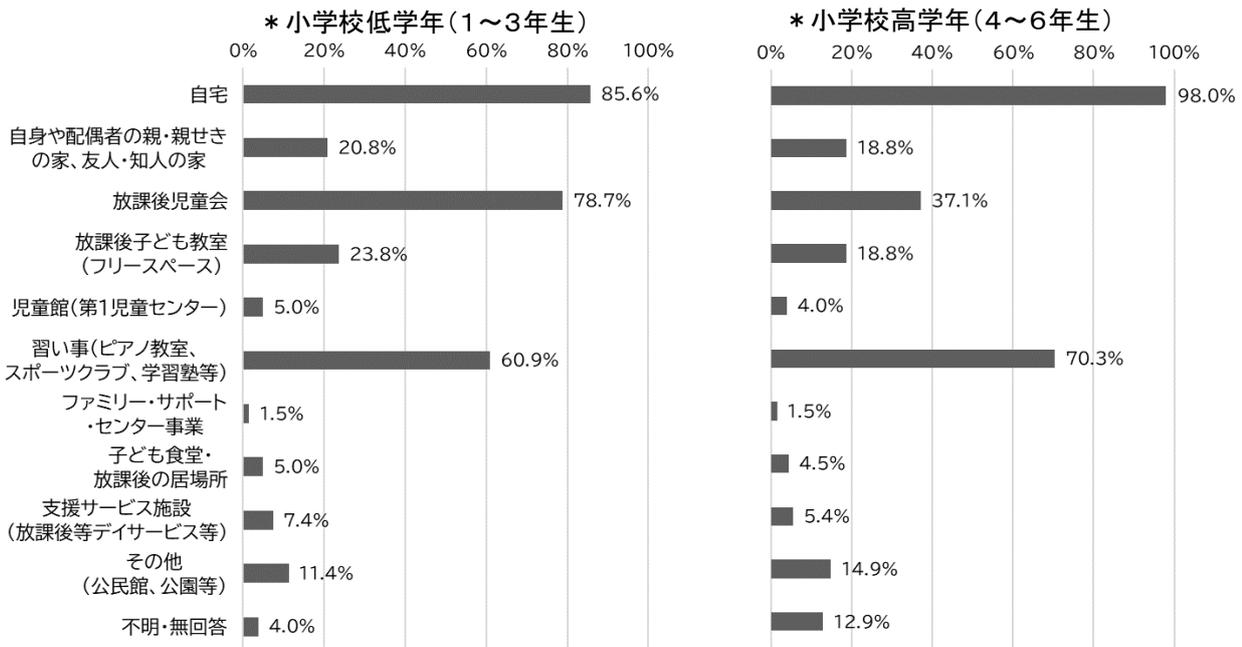
- 地域子育て支援拠点を利用している人は2割弱、今後利用したい、または今後利用日数を増やしたい人は3割弱となっています。



6) 放課後の過ごし方について

○放課後過ごさせたい場所について、低学年・高学年いずれも「自宅」が最も多くなっています。次いで低学年では「放課後児童会」が8割程度となっており、高学年では「習い事」が7割程度となっています。放課後児童会の利用希望は、低学年では8割程度ある一方で、高学年になると4割を切っています。

■放課後に過ごさせたい場所(就学前)

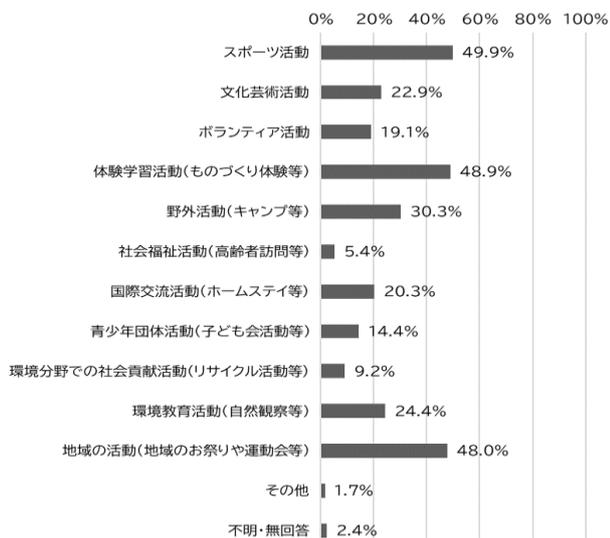


7) 地域の子育て環境について

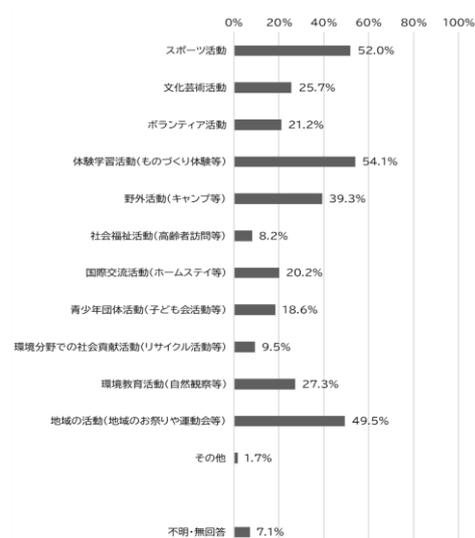
○お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動について、「スポーツ活動」が最も高く、次いで「体験学習活動(ものづくり体験等)」、「地域の活動(地域のお祭りや運動会等)」となっています。

■お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動(小学生)

【今回】



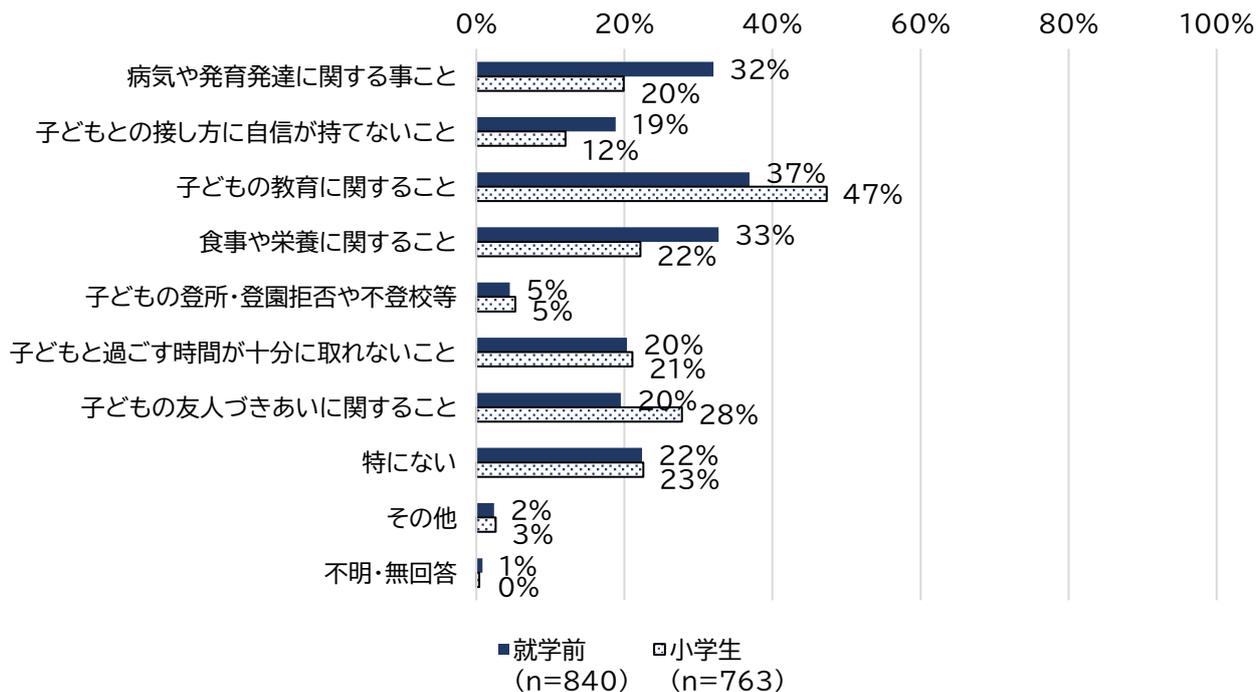
【前回】



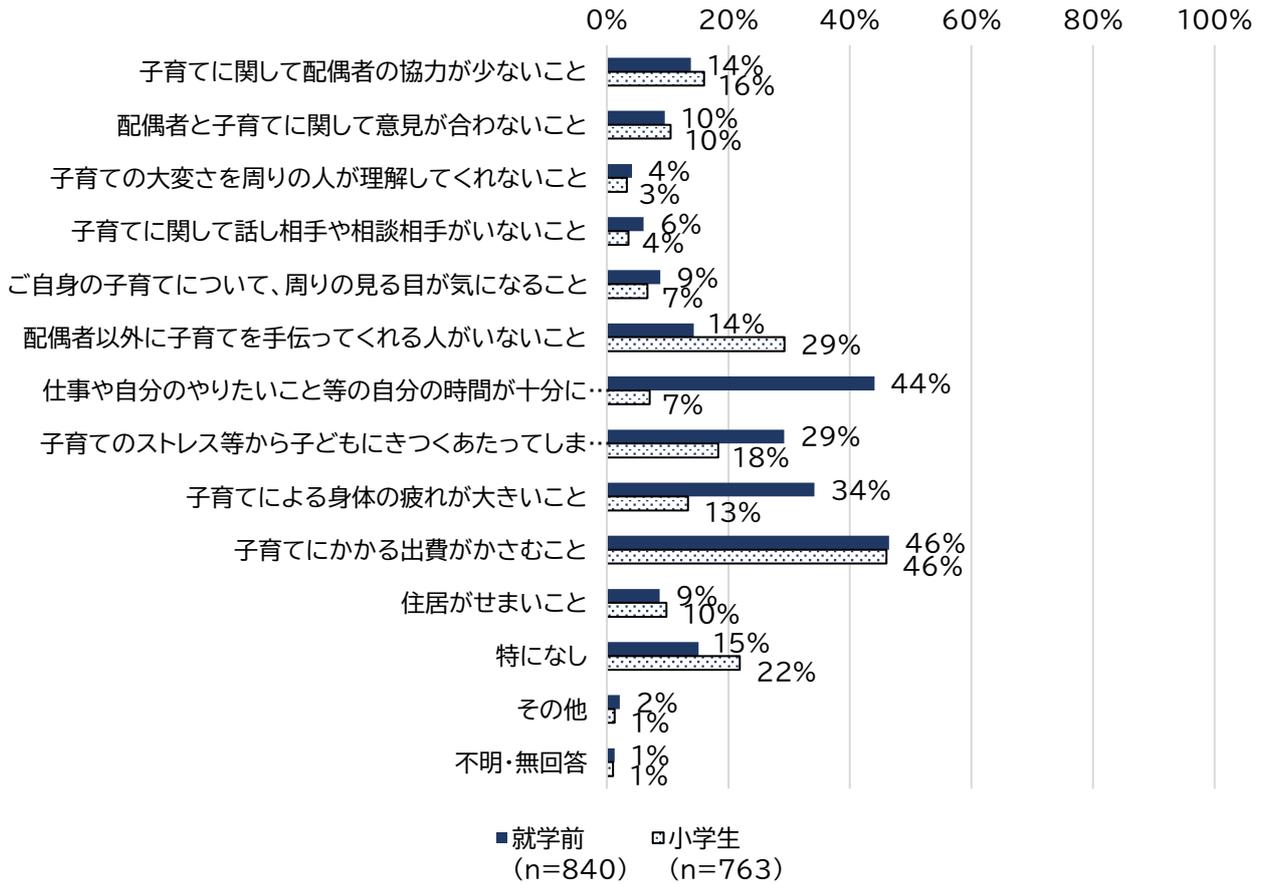
8) 子育てに対する意識について

○子育てに関して悩んでいること、あるいは気になることで、ご自身や家庭に関することについてみると、就学前、小学生ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高くなっており、次いで「仕事や自分のやりたいこと等の自分の時間が十分に取れないこと」が高くなっています。

■子どもに関して悩んでいること



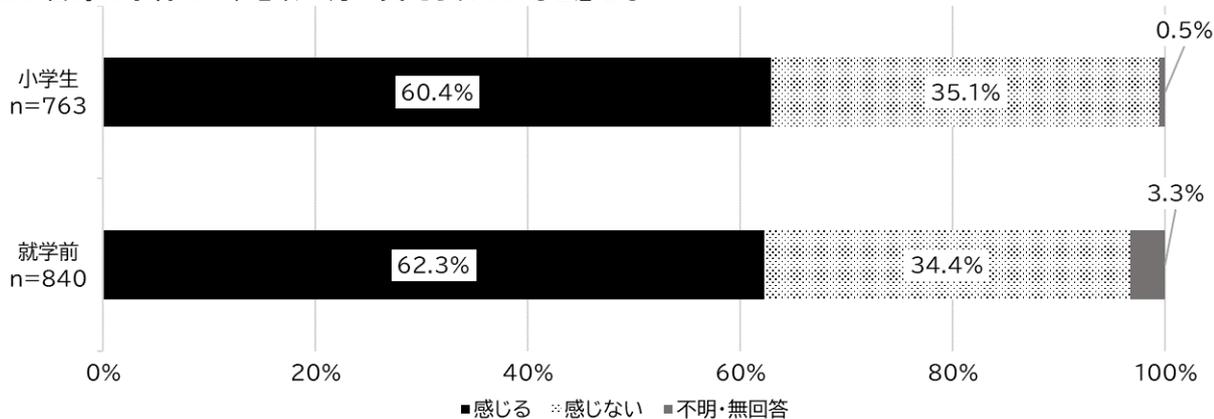
■ご自身や家庭に関して悩んでいること



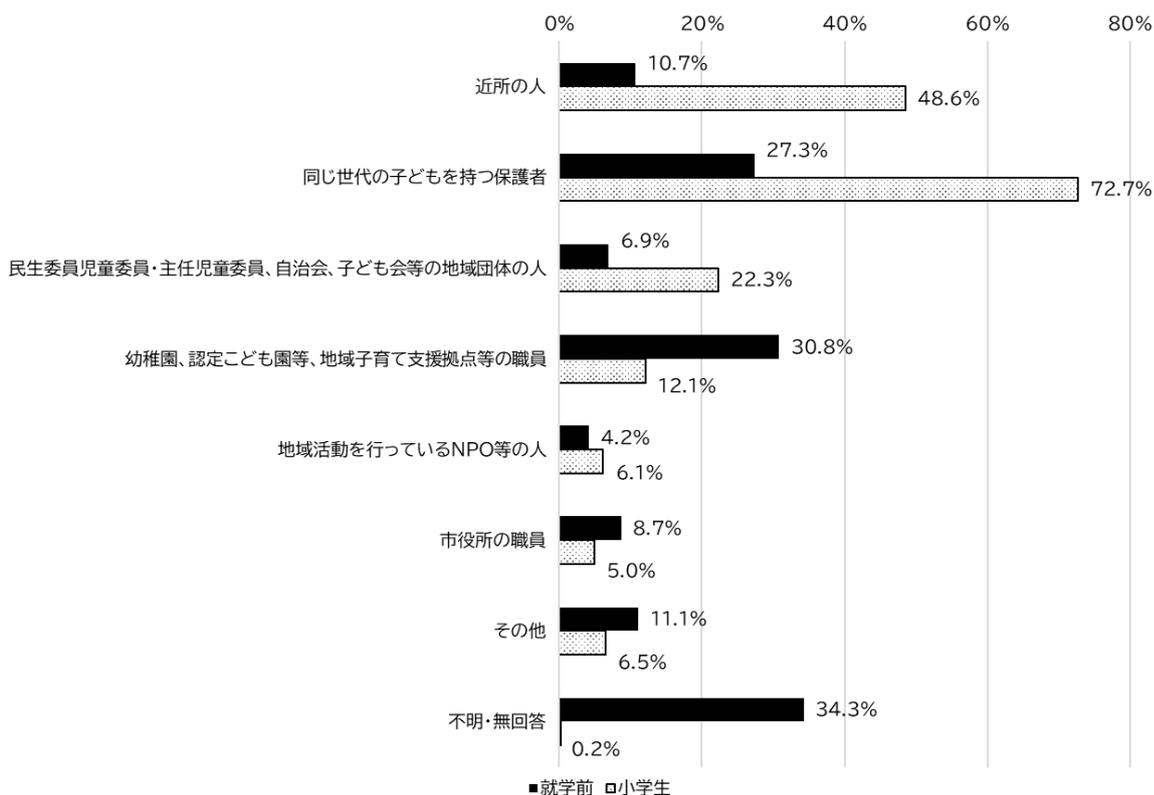
○ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるかについては、就学前、小学生ともに「感じる」が6割を超えています、「感じない」も3割以上みられます。

○支えてほしい人については、就学前では「幼稚園、認知こども園等、地域子育て支援拠点等の職員」が最も高く、就学前、小学生ともに「近所の人」「同じ世代の子どもを持つ保護者」が高くなっています。

■ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるか



■支えてほしい人

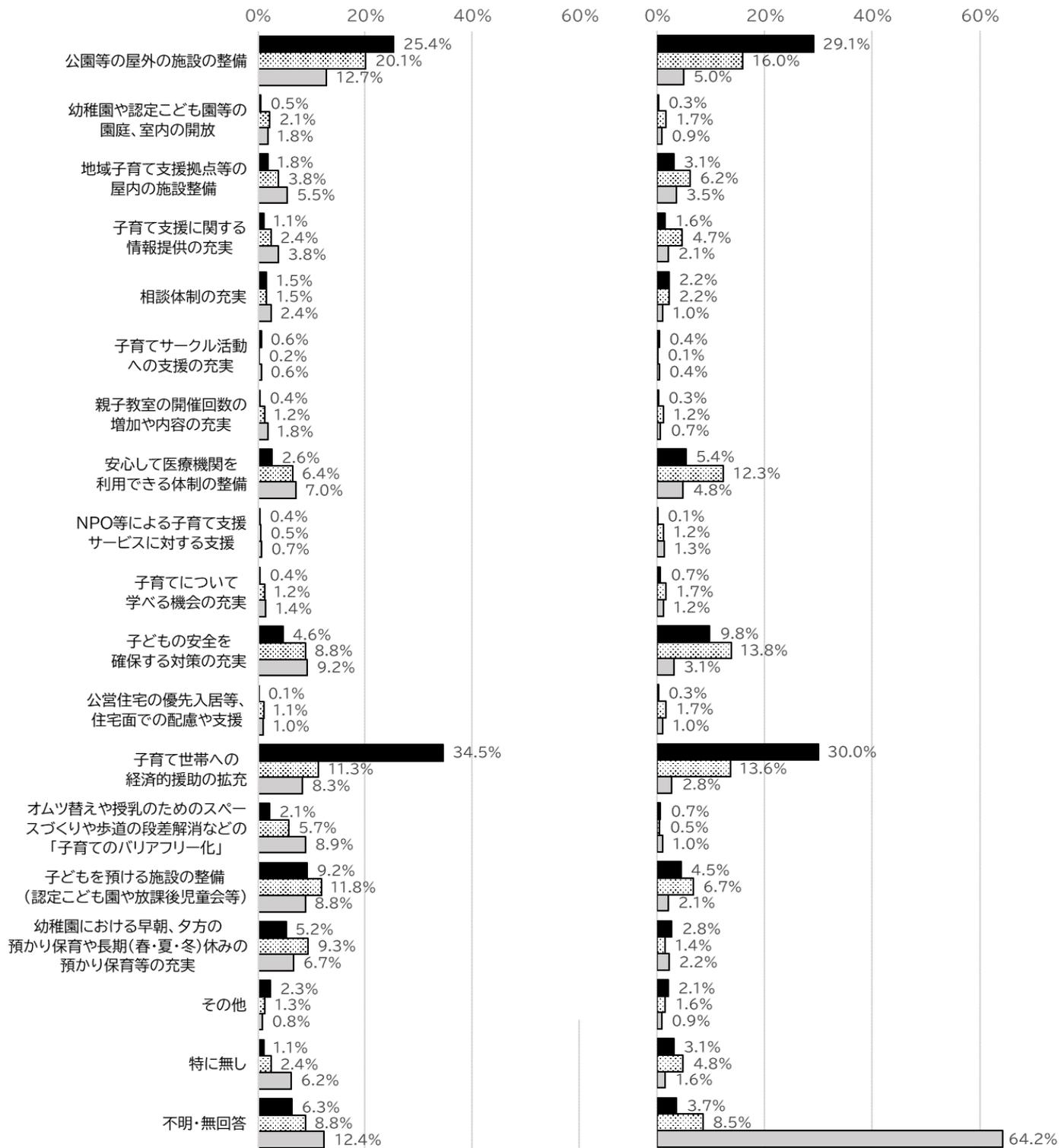


9) 市役所等への要望について

○充実してほしい子育て支援サービスは、「子育て世帯への経済的援助の拡大」が最も高く、次いで「公園等の屋外の施設の整備」となっております。

■充実してほしい子育て支援サービス(就学前)

■充実してほしい子育て支援サービス(小学生)



3 子どもの生活実態調査結果

1) 調査の概要

交野市では、子どもたちが積極的に自分の生き方を選択し、自立を支援する様々な取り組みを実施しています。子どもや子育てに関する支援策をさらに充実させ、効果的な取り組みの推進を図るため、令和5年に子どもの生活実態を把握することを目的に、大阪府と共同で調査を実施しました。

- ・対象者：小学校5年生及び中学校2年生の児童・生徒とその保護者並びに就学前子ども（5歳児）の保護者

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
5歳児の保護者	602票	366票	60.8%
小学5年生	671票	589票	87.8%
小学5年生の保護者	671票	419票	62.4%
中学2年生	633票	555票	87.7%
中学2年生の保護者	633票	373票	58.9%
合計	3,210票	2,302票	71.7%

2) 等価可処分所得と困窮度

一般的に、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方を表す方法として「等価可処分所得^{※1}」があります。今回、実施した実態調査より、保護者から回答のあった世帯所得を基に、交野市における「等価可処分所得」を試算し、以下の表のとおり「困窮度」の考え方をまとめました。

※1 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の違いにより調整した所得を言います。世帯人員が少ない方が生活コストは割高になることを考慮し、単純に「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とするのではなく、世帯人員数の平方根で除して、調整したものです。

 低い 困窮度 高い	中央値以上	等価可処分所得最大値 等価可処分所得中央値	50.8%
	相対的貧困には 該当しないが様々な 生きづらさを抱える層 困窮度Ⅱ	困窮度Ⅲ (実態調査では 288 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 60%	29.5%
		困窮度Ⅱ (実態調査では 173 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 50%	6.4%
	困窮度Ⅰ (実態調査では 144 万円) のライン 等価可処分所得最小値	13.3%	

※各項目の割合は、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入して表記しているため、各項目の割合の合計値は100%にはなりません。

大阪府内との比較

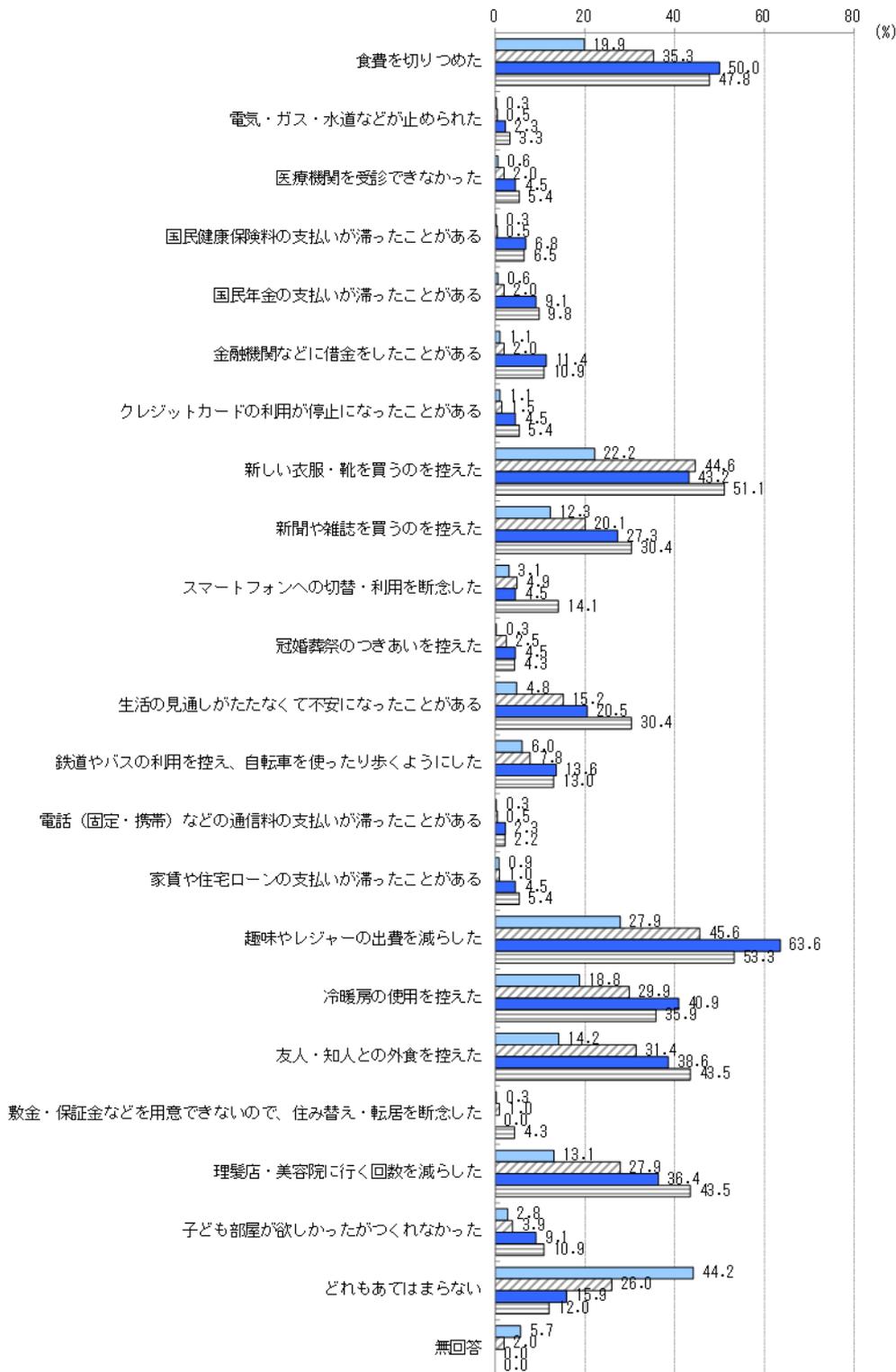
カテゴリー	等価可処分所得の中央値	相対的貧困率
交野市	288 万円	13.3%
大阪府内全市町村（43 市町村）	280 万円	15.9%

3) 調査結果の概要

①保護者の経済状況

○困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」など、日常生活に直結する「できなかったこと」の割合が高くなっています。また、電気・ガス・水道などが止められたり、医療機関が受診できていないという回答もあります。

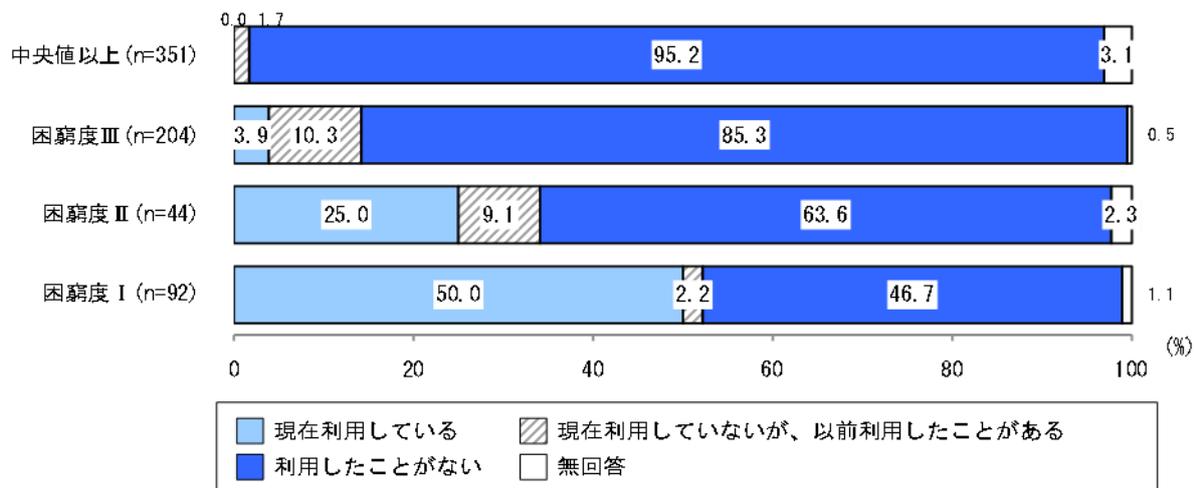
■困窮度別 経済的な理由による経験



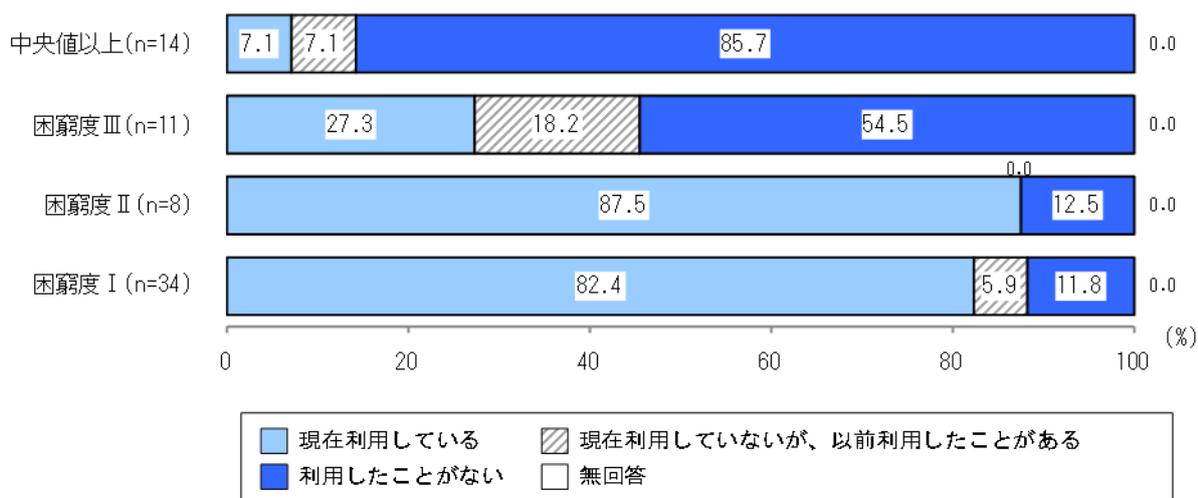
②社会保障給付の受給状況

○困窮度の高い世帯ほど、就学援助費など公的な経済支援制度の受給率は高くなっています。制度上の対象外世帯もあると考えられますが、困窮度の高い世帯で受けたことがないという回答があります。

■困窮度別 就学援助費の受給状況



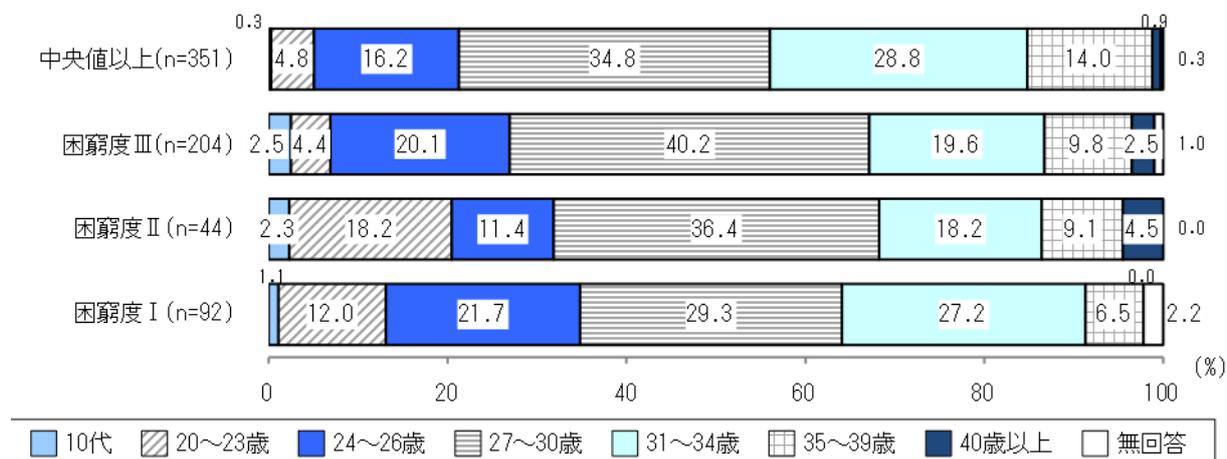
■困窮度別 児童扶養手当の受給状況



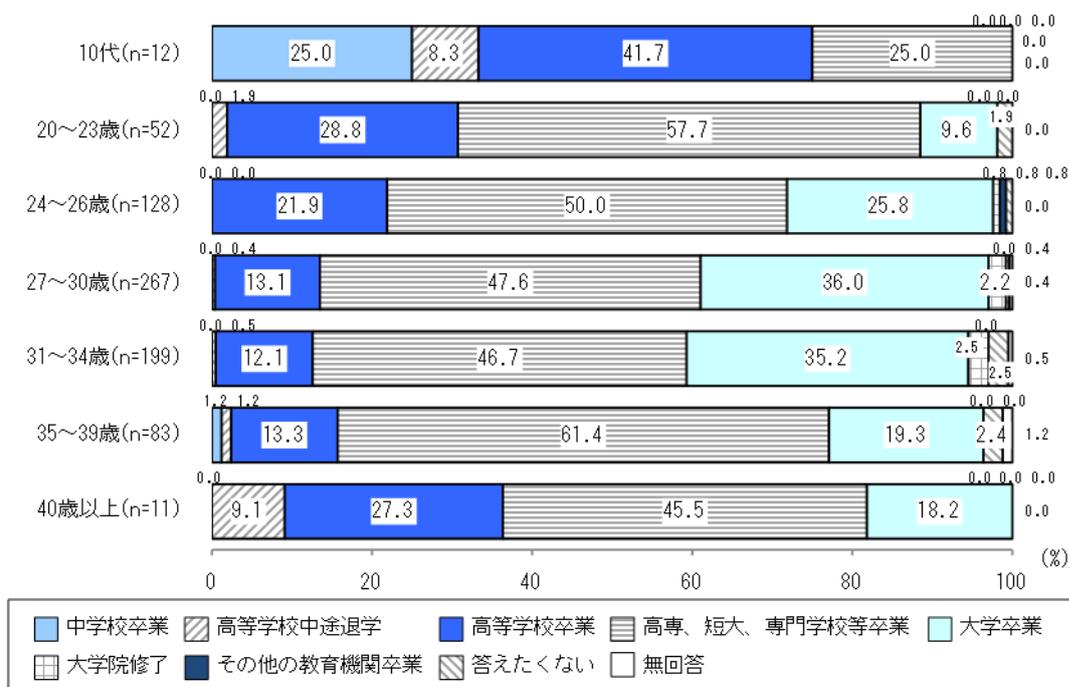
③保護者の生活状況

○困窮度の高い世帯の保護者ほど、10歳代～20歳代前半に初めて親になった割合が高く、10歳代では最終学歴が中学卒、または高校中退となる保護者（母親）が半数を占めています。

■困窮度別 初めて親となった年齢



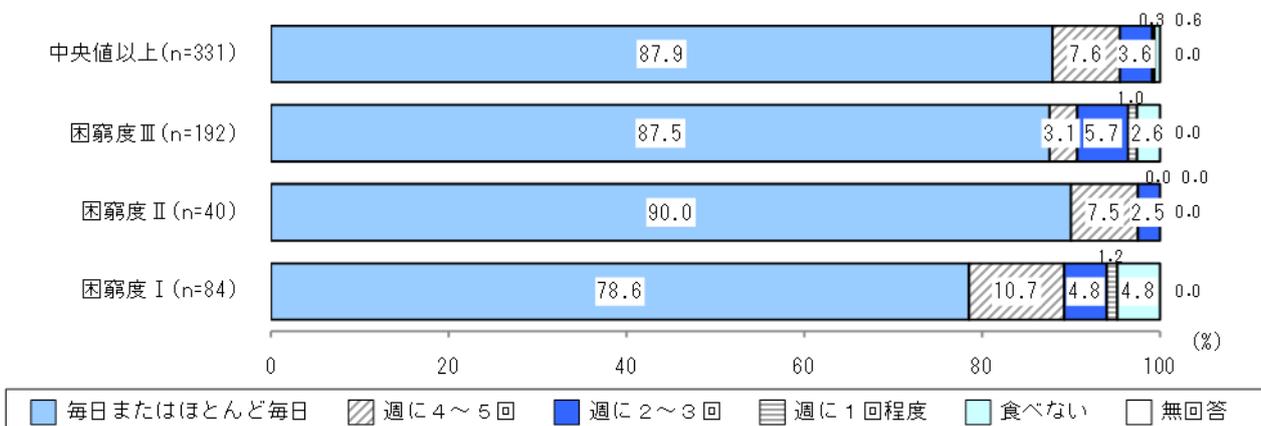
■初めて親となった年齢別 母親の最終学歴



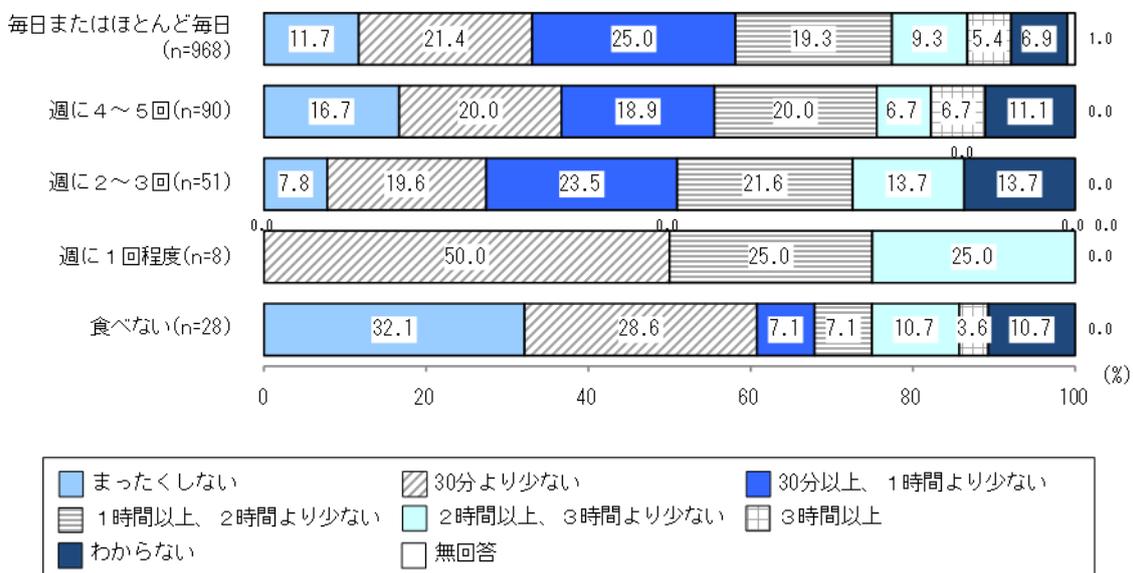
④子どもの朝食摂食頻度と学習の理解度

○困窮度が高い家庭ほど、朝食摂取率は低くなっています。一般的に朝食の摂取率は学習理解度と相関関係にあるものの1つといわれていますが、本調査においても、朝食摂取率の低い家庭ほど、学習理解度が低いという結果になっています。

■困窮度別 朝食の頻度



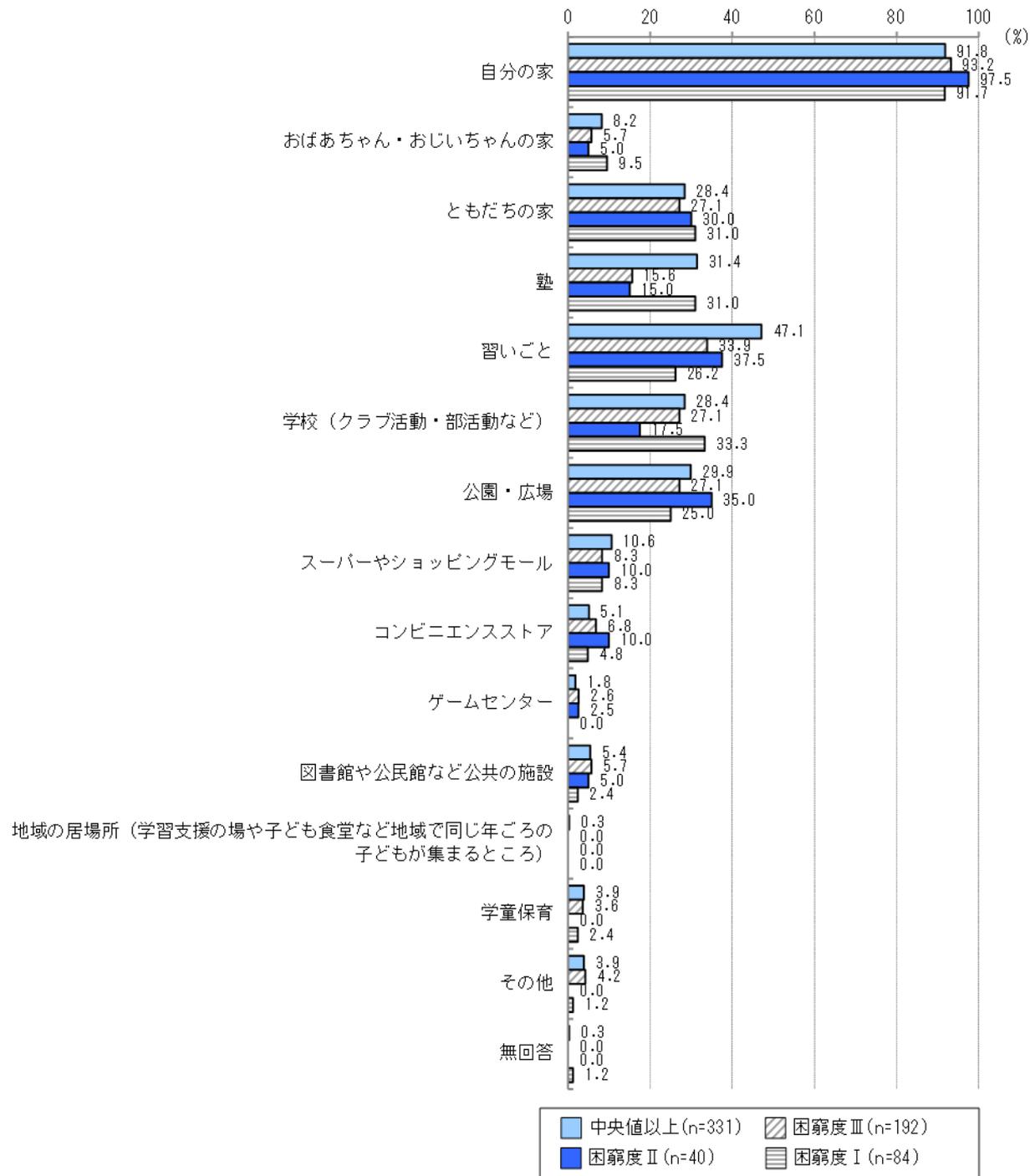
■朝食摂食度別 授業時間以外の1日あたりの勉強時間(学校がある日)



⑤子どもの放課後の過ごし方

○困窮度に関わらず、放課後ひとりで過ごす場所として「自分の家」が最も高くなっています。
 次の困窮度Ⅱ・Ⅲ・中央値以上の層は「習いごと」が多く、困窮度Ⅰの層は「学校（クラブ活動・部活動など）」となっています。

■放課後 子どもが過ごす場所



4 子ども・若者の意識調査結果

1)

※現在 調査準備中※

第 3 章 第 2 期計画の主な取り組み状況と課題

1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

1) 教育・保育事業

■教育事業【1号認定】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	953	946	954	932	878
	確保の内容	1,594	1,529	1,380	1,492	1,248
実績値	申込児童数	1,077	1,011	981	904	819
	利用定員数	1,594	1,527	1,527	1,492	1,127

(各年4月1日時点)

幼稚園・認定こども園（1号認定）の申し込み児童数について、令和2年度から見込み量を上回る実績がみられました。令和5年度以降は、見込み量以内の実績値となっています。

■保育事業【2号認定】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	845	871	914	969	989
	確保の内容	822	921	981	965	1,034
実績値	申込児童数	907	914	957	1,014	1,075
	利用定員数	822	911	911	965	1,031
待機児童		1	0	0	0	0

(各年4月1日時点)

保育所・認定こども園（2号認定）の申し込み児童数について、令和2年度から令和6年度にかけて量の見込みを上回っています。令和3年度以降は待機児童が0となっています。

■保育事業【3号認定(0歳児)】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	98	97	99	117	119
	確保の内容	146	153	153	162	162
実績値	申込児童数	92	74	110	94	93
	利用定員数	146	153	153	162	162
待機児童数		0	0	0	0	0

(各年4月1日時点)

保育所・認定こども園(3号認定)での0歳児の申し込み児童数について、令和4年度のみ量の見込みを上回る実績がみられましたが、概ね量の見込みの範囲内の実績値となっています。待機児童は0人となっています。

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	543	544	542	622	638
	確保の内容	525	586	586	621	649
実績値	申込児童数	636	587	595	693	729
	利用定員数	525	563	589	621	642
待機児童		17	0	0	0	0

(各年4月1日時点)

保育所・認定こども園(3号認定)での1・2歳児の申し込み児童数について、令和2~4年度は新型コロナウイルスの影響もあり減少傾向でしたが、令和5年度以降再び増加傾向にあります。令和3年度以降は、待機児童は0人となっています。

2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
実績値		2	2	2	2	2

利用者支援事業は、ゆうゆうセンター（保健福祉総合センター）で保健師・助産師等が相談に応じ、交野市立地域子育て支援センターの子育て親子に身近な場所で保育士が相談に応じる体制を市内2か所で行っています。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	14,694	14,273	13,970	13,819	13,592
	確保の内容	16,152	16,152	16,152	16,152	16,152
実績値		6,489	5,971	7,901	11,625	—

地域子育て支援拠点事業は、中学校区に1か所、計4か所実施しました。新型コロナウイルス感染症の流行で利用制限等があり令和2～4年度で大幅に量の見込みを下回りましたが、令和5年度で回復傾向にあります。

■妊婦健康診査事業

(単位：延べ回数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
	確保の内容	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
実績値		6,224	5,900	5,872	5,558	—

妊婦健診事業は見込み量を下回って推移しており、減少傾向にあります。全ての妊婦が妊婦健康診査を必要回数受診できるように受診補助を行うことで、経済的問題を抱えている妊婦の健診未受診による母子の出産に伴うリスクを軽減し、安心・安全な出産を支援しています。

■こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

(単位：実件数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	521	511	512	505	497
	確保の内容	521	511	512	505	497
実績値		478	492	501	495	—

こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)は量の見込みを下回る実績がみられ、実績値は概ね500件前後を推移しています。訪問件数は横ばい傾向ですが、子育て応援ギフトの給付により訪問対応が増え、4か月児健診までに赤ちゃん訪問を実施することで、支援の必要な家庭に早期接触し、産後ケア事業等の早期フォローにつなげることができています。

■養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位：実人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
実績値		5	3	2	4	—

養育支援訪問事業は令和2年度に量の見込みと同数の実績がみられ、それ以降は、量の見込みを下回る実績となっています。家庭訪問支援者が育児不安等により支援を必要とする家庭を訪問し、養育者へ相談や助言等必要な支援を提供しています。

■子育て短期支援事業

(単位：延べ日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	55	54	54	52	52
	確保の内容	55	54	54	52	52
実績値		11	32	0	0	—

子育て短期支援事業は量の見込みを大幅に下回っており、令和4年度以降は実績が0という結果になりました。年度により利用状況が異なり実績値に変動がありますが、緊急対応できるよう体制の確保に努めています。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

【就学前児童】

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	763	750	746	734	716
	確保の内容	763	750	746	734	716
実績値		257	728	563	302	—

【小学生】

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
	確保の内容	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
実績値		1,381	1,567	878	657	—

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)について、就学前児童は見込み量を下回って推移し、小学生は令和2年度・令和3年度は当初より量の見込みを上回る実績がみられたものの、令和4年度以降では量の見込みを下回る結果となりました。年度により利用状況が異なり実績値に変動がありますが、提供会員及び依頼会員数は増加し、会員拡充に努めています。

■一時預かり事業

【1号認定による定期的利用】

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
	確保の内容	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
実績値		5,337	4,786	7,608	7,055	—

幼稚園等における一時預かりは令和2年度当初より見込み量を下回る実績がみられましたが、全体的に増加傾向にあります。

【2号認定による定期的利用】

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
	確保の内容	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
実績値		2,448	1,687	2,140	4,880	—

2号認定による定期的利用は令和2年度当初より量の見込みを下回る実績がみられましたが、令和5年度には量の見込みを上回る実績がみられました。

【その他の一時預かり】

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	6,292	6,183	6,153	6,055	5,898
	確保の内容	6,164	6,164	6,164	6,164	6,164
実績値		1,051	1,063	1,580	1,865	—

その他の一時預かりは令和2年度当初より量の見込みを下回る実績がみられましたが、全体的に増加傾向にあります。

■延長保育事業

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	608	597	595	584	569
	確保の内容	608	597	595	584	569
実績値		443	462	505	502	—

延長保育事業は令和2年度から量の見込みを下回る実績がみられましたが、実績は令和2年度以降増加傾向にあります。

■病児保育事業

【病児対応型】

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	434	426	424	417	407
	確保の内容	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
実績値		13	53	0	82	—

【体調不良児対応型】

(単位：延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	—	138	140	350	350
	確保の内容	—	138	140	350	350
実績値		—	138	287	1,198	—

病児保育事業、病児対応型は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月に休止となったが、令和5年12月に新たに1か所開設され徐々に利用できる体制を整えることかできています。

体調不良児対応型は、令和3年度に整備され、実績値は年々増加している状況です。

■放課後児童健全育成事業

(単位：実人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	928	957	981	1,011	972
	確保の内容	970	970	1,000	1,030	1,030
実績値		900	913	972	1,020	—

(各年5月1日時点)

放課後児童健全育成事業は増加傾向にあり、令和5年度は量の見込みを上回る結果となっています。児童の安全確保のため、必要となる修繕等を行うとともに、受け入れ施設の増設に着手するなど、より良い環境整備に努めています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位：実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	11	8	4	10	—

実費徴収に係る補足給付を行う事業は平成28年度より実施し、給付対象者の負担軽減を図るため、助成を実施しました。

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(単位：実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	3	1	2	1	—

幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が設置）の支援が必要な1号認定の子どもに対して、必要な支援を実施するため、保育士の加配に対する補助を実施しました。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり

《取り組み状況》

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- 令和6年4月子ども家庭センター化に伴い、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供する体制を整えた。
- 令和4年10月から子ども医療費助成制度について、通院・入院助成を18歳に到達した年度末までに拡充した。

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- 受け皿拡大により、令和3年度以降待機児童は解消した。
- 全市的な幼児期の教育・保育の質・水準の向上が図れるよう、フリー保育士等配置補助事業、アレルギー食対応補助事業、看護師等配置補助事業を創設し、推進した。

基本施策3 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

- 令和2年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育てに対する様々な相談を受け、虐待につながらないように予防に努めるとともに、虐待対応についても関係機関と連携し対応した。令和6年から子ども家庭室となり母子保健と児童福祉と連携を強化し妊産婦から児童にいたるまで支援する体制を整えた。

基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

- 発達支援の必要な子ども達への療育について、関係機関会議の定期的な開催により関係各課や関係機関との連絡調整を図ることで、療育プログラム等の機能支援センターが行う事業の充実につなげた。
- 令和3年度から児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援事業と障がい児相談支援事業を実施した。
- 令和5年度から医療的ケアが必要な児童の支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを配置した。

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭支援、就労支援として職業訓練等の案内や母子父子相談、生活支援としての手当、助成を行った。また、ひとり親家庭のファミリー・サポート・センターの利用料補助を行った。

基本施策6 困難を抱えた若者への自立支援の推進

- 若年者のための就労相談事業や就労支援セミナー事業を開催した。

基本施策7 子育て家庭への経済的な支援の充実

- 子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るため、各課で情報共有に努め、制度への確実なつなぎに努めた。

基本施策8 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実

- 子育てアプリ「おりひめすこやかナビ」による外国語での情報発信や、日本語教室「学びの場」を開催した。

基本施策9 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 交野市男女共同参画計画に基づき、「男女共同参画フェスティバル」等を実施した。
- 交野市男女共同参画計画アクションプランの進捗管理を行った。

《今後強化が必要な取り組み》

- ◇アンケート調査にて、充実してほしい子育て支援サービスは、「子育て世帯への経済的援助の拡大」が最も多く、子育て世帯への経済的支援について さらに検討する必要がある。
- ◇より多くの人々が妊娠・出産・育児に関する教室等に参加できるよう、周知方法を工夫する他、母親（女性）の就労率が上がっていることを踏まえ 就労中の母親も参加しやすいような取組を検討していく必要がある。
- ◇経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して援助を実施するとともに、必要な世帯への制度周知に努める。
- ◇虐待事例検討会や個別ケース会議を継続して開催し、児童虐待の発生予防、早期発見に努める。
- ◇児童発達支援センターが中核的な役割を担い、関係機関との連携を強化する。

《団体アンケート調査結果からのご意見》

（調査中）

基本目標2) 子どもの育ちを支えるまちづくり

《取り組み状況》

基本施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

- 保育教諭等が自ら専門的な知識を深め、日々の教育・保育に活かせるよう市内全保育施設の保育教諭等を対象に研修会を実施し、保育教諭等の資質向上を図った。
また、市立認定こども園において、第三者評価を受審し、更なる幼児教育・保育の質の向上を図った。
- 認定こども園、幼稚園等と小中学校との円滑な接続を図るため、学校園所連絡協議会を開催し、交流を推進した。

基本施策2 学校教育の推進

- 35人学級を6年生まで拡充するとともに、小学校1年生の30人学級を新たに実施した。また、ICT機器の新整備・更新、教職員研修を実施し、学力の育成を図った。さらにICT支援員を配置した。
- 市内全小・中学校に学びあいサポーター、または図書館アドバイザーを配置した。

基本施策3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

- 離乳食・幼児食の講習会、親子食育講座や幼稚園への出前講座等を開催し、食育に関する取り組みを実施した。

基本施策4 思春期保健対策の充実

- スクールソーシャルワーカーを各中学校に1名配置するとともに、スクールカウンセラーとの連携を強化した。
- 全小中学校に子ども未来サポーターを派遣し、子どもたちのこころとからだの居場所づくりを推進した。

基本施策5 「食育」の推進

- 離乳食・幼児食の講習会、親子食育講座や幼稚園への出前講座等を開催し、食育に関する取り組みを実施した。

基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくり

- 第一中学校区では学校運営協議会の開催、学校と地域を繋げる役割を担う地域学校協働活動推進員の委嘱を行った。第二・第三・第四中学校では、令和7年度コミュニティ・スクールの導入のため準備委員会を立ち上げた。
- 学習環境の整備や登下校の安全見守り、放課後の居場所づくり等、様々な学校支援の取り組みを実施するとともに、防犯教室や各種訓練等、安全対策を推進した。

基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

- 各種スポーツ教室や体育行事を開催し、地域におけるスポーツ活動を推進するとともに、おはなし会やおたのしみ会等、図書館活動の充実を図った。

《今後強化が必要な取り組み》

- ◇私立の保育士等の研修への参加を促進し、公民交流及び保育の質の向上に努めるとともに、市立認定こども園全園で定期的に第三者評価の受審によりさらなる幼児期の教育・保育の質の向上に取り組む。
- ◇関係機関との連携を一層強化し、学校における諸課題の未然防止に取り組む。
- ◇より多くの家庭で食育に対する取り組みを推進してもらえるよう、交野市健康増進・食育推進計画との連携を強化する。

《団体アンケート調査結果からのご意見》

(調査中)

基本目標3) 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かなまちづくり

《取り組み状況》

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

- 新型コロナウイルスの影響により交流することが困難であったが、子育て支援者同士が地域でつながりを持つことの大切さ等を目的として、子育て支援者交流会を年2回開催し、地域の子育て支援の機運を高める取組を行った。

基本施策2 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

- 妊婦の課題やニーズに対応するために、妊娠届出時に妊娠・出産マイプランシートを作成し、必要に応じて支援につなげる活動を継続した。
- 子育てマップや「織姫ねっと☆」において継続的に情報発信し、新たに予防接種通知や必要とする人に必要とする情報をダイレクトに届ける子育てアプリを導入した。

基本施策3 地域における子育て支援の充実

- ファミリー・サポート・センターの運営支援を実施した。利用者数は、就学前児童・小学校児童ともに増減する中、提供会員数及び依頼会員数は増加した。
- 新型コロナウイルスの影響により校区福祉委員会活動や世代間交流事業、子育てサロン活動が、一時減少したが新しい生活様式を取り入れ継続的に実施した。

基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

- JAや農業団体と連携し、農業が身近に感じられる取り組みを実施するとともに、自然環境分野の講座や事業の実施、交野市子ども会育成連絡協議会が実施するスポーツ・文化事業に対する支援等を通し、地域環境を活かした多様な活動の推進を図った。

基本施策5 子どもの居場所づくり

- 放課後児童会の利用者数は、低学年・高学年ともに増加傾向にあるが、待機児童数はゼロを維持している。また、フリースペース事業については、市内小学校1校で平日毎日開催、2校で週3回、6校で週2回開催するなど、8校フリースペース実施日数を拡大することができた。
- 放課後等における食事や学習、体験活動などを通じて、大人と地域とつながる、子どもの心身の健やかな成長を支援する活動への補助金事業を実施した。

基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

- 子どもを交通事故や犯罪などから守るため、「こども110番」の旗や「動くこども110番」のステッカーを配布、青色回転灯パトロール車による子どもの安全見守りパトロールや、青少年指導員会による市内巡回パトロール等を行った。

《今後強化が必要な取り組み》

- ◇子育てサロンの担い手確保を強化するとともに、地域の中で子どもたちを育むための取り組みを継続的に実施する必要がある。また、認知度が低い事業に対しても、周知活動の強化に努める。
- ◇子どもが放課後を安全に過ごせるよう、放課後児童健全育成事業を継続して実施するとともに、フリースペース事業の実施日数の拡大に向けて、各小学校との連携や安全ボランティアの増員に努める。

《団体アンケート調査結果からのご意見》

(調査中)

3 交野市を取り巻く課題

1) 子育て家庭への支援の充実

- 女性の就業率は増加傾向にあり、女性の社会進出が進んでいることが分かります。アンケート調査結果でも「今は働いていない」と回答した割合は半減しており、就学前では6割以上、小学生では7割以上の母親が就労中と回答しています。待機児童は令和3年度以降解消していますが、共働き・共育ての推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実が求められます。また、男女共同参画の視点に立ち、子育てしながら働きやすい職場環境づくりについて啓発を強化することが必要です。
- 親が就労していなくても時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」については、アンケート調査結果でも7割以上の就学前の保護者が利用したいと希望しており、就労状況に関わらず預かりニーズが高いことが伺えます。
- アンケート調査結果からは、充実してほしい子育て支援サービスについて、子育て世帯への経済的援助を求める声も多くみられました。また3割近くの就学前の保護者が「環境を整えればもう1人以上の子どもを育てたい」と回答しており、その環境として6割近くの就学前の保護者が「収入が増えれば育てたい」と回答しています。子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する取り組みを充実し、周知が必要です。
- 団体アンケート調査からは、(調査中)。

2) 子どもの健やかな育ちへの支援の充実

- 交野市では、認定こども園化を推進し、保育量の確保と幼児期における教育・保育の一体的な提供に取り組むとともに、保育士等の合同研修を実施するなど、職員同士の交流や資質向上に取り組んできました。一方で、団体アンケート調査からは、(調査中)。
- 近年、スマートフォンの普及と同時にSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)の利用が増加しています。ワークショップからは、SNSの利用増加により、SNSの利用に対して不安が高まっている子どもがいることが問題としてあがっています。学校における情報モラル教育に取り組むとともに、保護者を対象に、SNSの危険性や正しい使い方について啓発を充実させることが必要です。
- アンケート調査結果からは、子どもが参加したい、または保護者として参加させたいと思っている地域における活動は、「スポーツ活動」が最も多く、次いで「体験学習活動(ものづくり体験等)」、「地域の活動(地域のお祭りや運動会等)」となっています。子どもの多様なニーズに応じ、心身ともに健全な育成を図るための取り組みの充実が必要です。

3) 地域における子育て支援の充実

- 共働き家庭等の増加により、放課後児童健全育成事業の利用者も増加傾向にあります。引き続き、子どもが放課後を安全に過ごすために、放課後児童健全育成事業において適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行うとともに、放課後子ども教室（フリースペース）事業において実施日数を拡大するなど、居場所づくりの強化が必要です。
- 昨今、子どもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、保護者の安心・安全に子育てできる環境への意識が高まっていることが考えられます。子どもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。
- アンケート調査結果からは、地域の方に子育てを支えられていると感じない人が3割ほどみられ、前回調査よりも増えています。支えてほしい人として、同じ世代の子どもを持つ保護者や幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の職員が高くあがっていることから、保護者同士の交流の促進や子育て家庭が相談しやすい体制整備、情報提供の充実が必要です。
- アンケート調査からは、充実してほしい子育て支援サービスについて、公園等の屋外の施設の整備が多く、子どもが自由に遊べる場所を求める声が多くあがっています。小・中学校や公民館など、地域資源を活用した子どもの遊び場の整備が必要です。

4) 子どもの貧困に関する支援の充実

- 子どもの生活実態調査結果からは、世帯の経済状況が学習面や余暇活動等、子どもの生活に連動することが分かりました。世帯の経済状況によって子どもの生活が左右されないよう、生活格差を埋めるための取り組みの推進が必要です。
- 社会保障給付の受給状況をみると、困窮度が高いほど、社会保障給付の利用率が高くなっているものの、一部の制度では困窮度が高い世帯でも利用率が低いなど、必要とされる世帯に対して制度が普及できていないことが考えられます。困窮層が確実に制度利用へとつながるよう、仕組みづくりが求められます。さらに、最終学歴と困窮度の関係性もみられることから、若年出産者に対する産前産後のケアだけでなく、子育て支援、学びなおし、就労支援の充実等が必要です。
- 困窮度が高い層では、朝食をとっていない子どもが多くみられるとともに、困窮度が高まるにつれて授業時間以外の1日あたりの勉強時間が短く、結果として学習理解度の低下につながっていると考えられることから、生活習慣を整えるための施策が求められます。また、困窮度が高まるほど、塾や習い事に行くことができていないことも明らかです。家族や親類以外の様々な大人や学校以外のともだちと接する機会の喪失は様々な経験の格差にもつながるため、居場所づくりのための取り組みの推進が必要です。

5) 若者支援の充実

※若者調査後、反映

第 4 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまでに推進してきた「子どもいっぱい 元気な“かたの”～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～」の基本理念を継承し、子どもが個人として尊重され、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元気になるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

子どもや若者は、未来のまちの担い手です。誰もが安心してこどもを生き育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざします。

**子どもいっぱい 元気な“かたの”
～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～**

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子どもへ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなっています。その結果、親は相談相手のないまま子育てに取り組まなければならない、育児をする親が孤立してしまい育児不安やストレスに悩む例が増えており、そうした育児不安を背景に児童虐待等が大きな社会問題を招いています。

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を活用し、子育てにあったサービスを上手く活用することが必要となります。

子どもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話をしながら保護者が自己肯定感をもって子どもと向きあえる環境を整え、親としての成長を支えるとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようライフステージを通じて切れ目なく支援することで、より良い親子関係の形成とより良い子どもの育ちを実現できるまちづくりを推進します。

基本目標2) こども・若者の育ちを支える まちづくり

自己の確立が未発達な子どもや若者が多いといわれている昨今、子どもや若者が自立心をもって健全に育成されることが重要となっています。そのために、こども・若者を権利の主体として認識し、そのたような人格・個性を尊重し、権利を保障した上で、子どもや若者の生活の主体である家庭、学校、職場、地域が連携し、それぞれの力を最大限に発揮して子どもの教育の活性化を図ることが重要です。また、若者当事者が安全に安心して意見を述べることができる場や機会を持ち、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにしていきます。

また、困難を抱えた子どもや若者を支援するため、さまざまな手段を用いて必要な支援・制度につなげる・つながる仕組みを構築することが重要です。

次代を担う子どもや若者たちが、失敗を恐れずチャレンジし、生き抜く力を備え、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育むことができるまちづくりを推進します。

基本目標3) 地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支える まちづくり

地域の支えあい機能が希薄化する中、すべての家庭の子育てと子育てを地域全体として支え、地域の幸せと笑顔づくりをめざすためには、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の向上を図るとともに、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭への支援を図ることが重要です。さらに、子どもたちが孤立することのないよう、行政、地域や団体等が連携し、様々な学びや多様な体験活動ができ、活躍できる機会や安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めることが重要です。

子育て家庭の立場に立って、身近な場所で相談することのできる相談体制を充実するとともに、子育て・子育てにかかわる多様な人材、組織等の社会資源が効果的に連携できるよう子育て支援のネットワークを強化し、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもいっぱい元気な"かたの"子育て地域(なごみ)</p>	<p>1 すべての子育て家庭を支えるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援 (2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実 (3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実 (4) 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進 (5) ひとり親家庭の自立支援の推進 (6) 困難を抱えた若者への自立支援の推進 (7) 子育て家庭への経済的な支援の充実 (8) 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実 (9) 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	<p>2 子ども・若者の育ちを支えるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進 (2) 学校教育の推進 (3) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実 (4) 思春期保健対策の充実 (5) 「食育」の推進 (6) 子どもの成長を見守る体制づくりの推進 (7) スポーツ・文化・レクリエーションの充実 (8) 思春期（青年期）のトラブル防止
	<p>3 地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支えるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) こどもの権利の保障 (2) こども・若者の意見聴取 (3) 地域における子育て支援ネットワークの充実 (4) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実 (5) 地域における子育て支援の充実 (6) 地域環境を活かした多様な活動の推進 (7) 子どもの居場所づくりの推進 (8) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

第 5 章 施策の展開

基本目標 1	すべての子育て家庭を支える まちづくり
--------	---------------------

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ● 孤立しないで子育てができる環境づくり・まちづくり
(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な教育・保育サービスの提供、待機児童の解消 ● 放課後の安心・安全な居場所の確保
(3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策や児童虐待、いじめ、DVの防止 ● 人権教育・啓発の推進、人権が尊重されるまちづくりの推進
(4) 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある子どもへの一貫した支援、市民理解を求める取り組み
(5) ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭の経済的負担軽減、就労支援等の自立支援
(6) 困難を抱えた若者への自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の経済的負担軽減、就労支援等の自立支援
(7) 子育て家庭への経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的困難を抱える家庭の自立支援等 各家庭に適した支援の実施
(8) 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や子どもが日本で暮らしやすいような、適正な支援体制の充実
(9) 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 共働き・共育ての推進、子育てを支援する職場環境の意識醸成

進捗確認指標

指標名	現状 (交野市)	現状 (国)	目標値	方向性

基本目標2	子ども・若者の育ちを支える まちづくり
-------	---------------------

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進
● 保幼小の円滑な接続、就学前教育の質の向上
(2) 学校教育の推進
● 学校での体験活動や地域ボランティアとの交流、外国語教育の充実
(3) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実
● 子どもの生きる力の育成、子どもの豊かな育ちを支える取り組みの充実
(4) 思春期保健対策の充実
● 喫煙・飲酒・薬物の乱用の防止に向けた啓発
(5) 「食育」の推進
● 妊娠中の食生活の改善、こどもたちに食の大切さを学ばせる
(6) 子どもの成長を見守る体制づくりの推進
● 学校を核とした安心・安全な子育て環境の体制づくり
(7) スポーツ・文化・レクリエーションの充実
● スポーツ教室や体育行事の開催、おはなし会の充実等
(8) 思春期（青年期）のトラブル防止
● ヤングケアラー対策や自殺防止、性暴力/犯罪対策等

進捗確認指標

指標名	現状 (交野市)	現状 (国)	目標値	方向性

基本目標 3	地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支える まちづくり
---------------	-----------------------------------

(1) こどもの権利の保障	● こどもの権利の周知・啓発
(2) こども・若者の意見聴取	● こどもの意見聴取の機会の設定および周知・啓発
(3) 地域における子育て支援ネットワークの充実	● 子育て支援のネットワーク強化、保護者同士の交流ネットワークの支援の充実
(4) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実	● 相談しやすい体制の整備や情報提供、相談員の専門性の向上
(5) 地域における子育て支援の充実	● 地域の子育て支援活動の充実及び世代間交流活動事業の実施
(6) 地域環境を活かした多様な活動の推進	● 豊かな自然環境の中での子育て活動の充実及び自然環境の継承
(7) 子どもの居場所づくりの推進	● 放課後・休日等の子どもの居場所づくり
(8) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進	● 道路や講演、関係施設の整備・点検

進捗確認指標

指標名	現状 (交野市)	現状 (国)	目標値	方向性

第 6 章 計画の目標値等

第 7 章 計画の推進

資料編

